



下水道事業経営戦略

(令和3年度～令和12年度)



令和3年3月

本 庄 市

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	経営戦略策定の基本事項	2
2.1.	経営戦略策定の経緯	2
2.2.	経営戦略の位置付けと計画期間	3
第3章	下水道事業の概要	4
3.1.	施設の概要	4
3.2.	農業集落排水事業の公共下水道への統合について	4
第4章	下水道事業の現状と計画	5
4.1.	人口と水量の推移	5
4.2.	下水道施設の状況	8
4.3.	組織の状況	8
4.4.	経営の状況	9
4.5.	下水道事業の経営状況の比較分析	11
第5章	経営戦略の基本方針	15
5.1.	本庄市総合振興計画	15
5.2.	基本方針	16
第6章	投資・財政計画	18
6.1.	公共下水道事業	18
6.2.	農業集落排水事業	22
6.3.	収支計画のまとめ	25
6.4.	今後の取組事項	32
第7章	おわりに	33

第1章 はじめに

本庄市では、都市の健全な発展及び環境衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業として、公共下水道事業及び農業集落排水事業を設置して、汚水の処理を行っています。

公共下水道は、毎日の生活や生産活動によって生じる汚水(し尿・雑排水)や雨水をすみやかに排除することで快適な生活環境を維持するほか、河川や湖沼などの水質保全を図るとともに、浸水からまちを守る、「安全と安心のまちづくり」に不可欠な事業であり、本市では昭和61年4月に供用を開始しました。

農業集落排水事業は、農業振興地域内の集落を対象にした汚水処理事業で、農業用排水の水質汚濁を防止し、農村の生活環境と水環境の向上を目的とするものです。本市では、「都島」、「田中」、「宮戸」、「牧西」、「滝瀬・堀田」、「仁手・下仁手・久々宇」の6地区において事業を行っており、平成元年度の都島地区より順次供用を開始しました。

一方で、急速な人口減少等に伴う水洗化人口の減少や、利用者の節水意識の向上及び節水機器の普及により、使用料収入は伸び悩んでいます。また、施設の老朽化に伴い、今後、大規模な改築・更新が必要となるなど、昨今の下水道事業を取り巻く社会の状況は大きく変化してきています。

このような経営環境が厳しさを増す状況の中にあって、各地方公共団体は、事業、サービスの提供を安定的に継続できるように、中長期的な視点に立った経営を行い、徹底した効率化、経営健全化に取り組むことが必要であることから、民間企業と同様の公営企業会計を適用するとともに、公営企業の中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することにより、計画的かつ合理的な経営を行うことを強く求められています。

本市においても、厳しい経営環境のもと、事業の効率化、経営健全化を行う必要があることから、公共下水道事業においては平成27年4月から、農業集落排水事業においては令和2年4月から、地方公営企業法の一部適用により会計方式を企業会計で行うこととしました。

さらなる経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り、将来にわたってサービスを安定的に継続して提供するため、公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「下水道事業」という。）の現状を分析した上で、上位計画等に示された整備方針に基づいて行った財政シミュレーションを用いて、下水道事業経営戦略（以下「経営戦略」という。）を策定します。



計画期間：令和3（2021）年度～令和12（2030）年度 10年間

対象事業：公共下水道事業・農業集落排水事業

第2章 経営戦略策定の基本事項

2.1. 経営戦略策定の経緯

下水道事業を将来にわたって安定的に継続していくためには、実情に対応した中長期的な視野に立った経営の基本計画である経営戦略を策定し、計画に基づいて収支のバランスを取って事業運営を行うことが必要となります。

そのため、総務省は「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」を開催し、公営企業の経営のあり方について検討を行い、報告書「公営企業の経営戦略策定等に関する研究会（平成26年3月）」がまとめられました。

その後、平成28年に「経営戦略策定ガイドライン」が策定され、平成31年3月には「経営戦略の策定・改定の更なる推進について」の通達により改めて策定を促すとともに、策定済みの経営戦略についてもPDCAサイクルを通じて質を向上させるため、「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び「経営戦略策定・改定マニュアル」が公表されました。

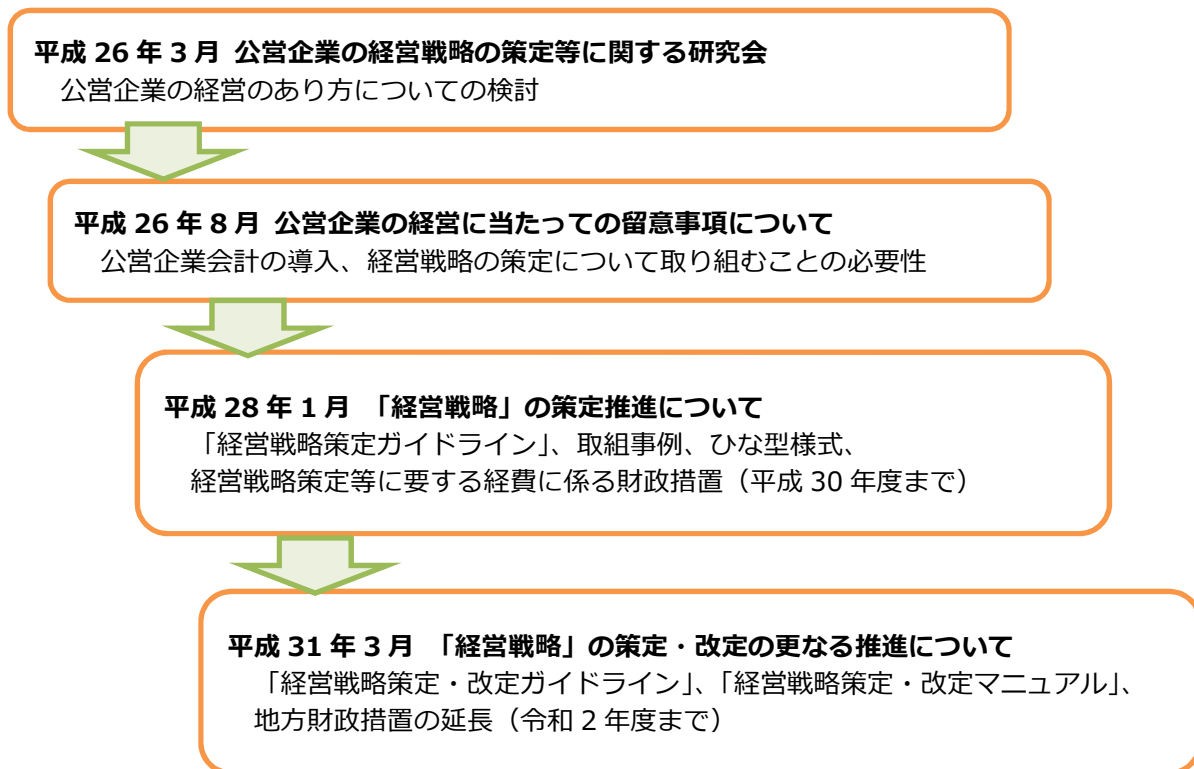


図 2-1 経営戦略策定に関する国の動き

2.2. 経営戦略の位置付けと計画期間

本市の下水道事業では、埼玉県下水道計画や市の総合振興計画などの上位計画と整合を図りつつ、全体計画及び事業計画等（以下「下水道計画」という。）を定めており、これらの計画に沿って、下水道施設の整備・管理・運営を行っています。

本市の上位計画である本庄市総合振興計画（計画期間：平成30年度～令和9年度）では、市の将来像と政策を掲げています。また、下水道関連計画では下水道法に準じた整備方針・計画等を示しています。

経営戦略は、市が策定する下水道計画のひとつで、今後、下水道事業に必要な費用（投資）と予定される収入（財源）の収支バランスを取った「投資・財政計画」に沿って、効率化・経営健全化に向けた取組を定めるものです。

経営戦略の策定にあたっては、国の「経営戦略策定・改定ガイドライン」に基づき、市の上位計画や関連する下水道計画と整合を図っています。

経営戦略の計画期間は、中長期的な視点で経営を行うことができるよう、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

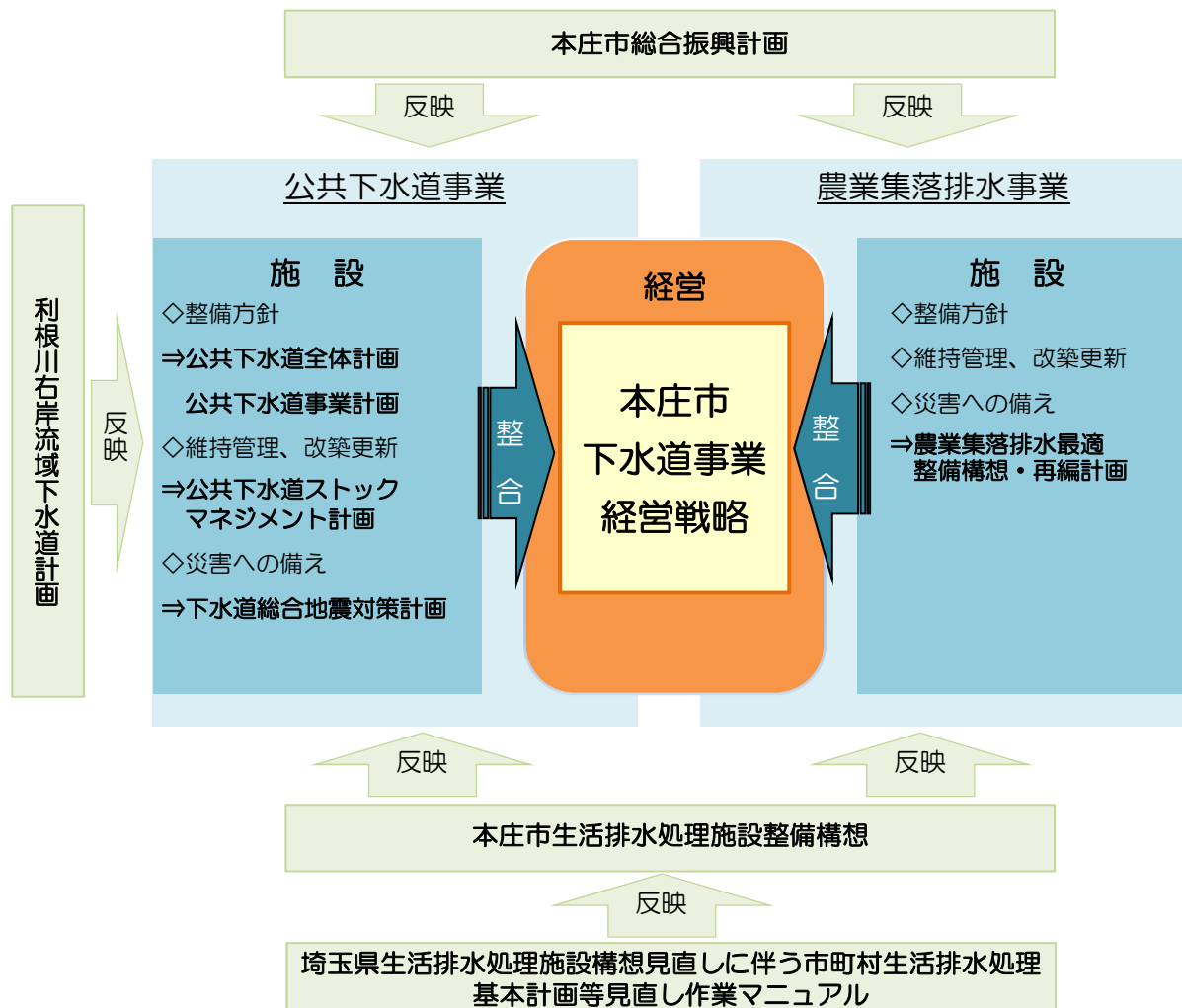


図 2-2 経営戦略の位置付け

第3章 下水道事業の概要

3.1. 施設の概要

本市の公共下水道事業（以下、「公共」という。）は、昭和 51 年 3 月に建設事業に着手して昭和 61 年 4 月に供用を開始しており、供用開始から 34 年が経過しています。汚水の排除方式は、汚水と雨水を別々の管路で排除する「分流式」を採用しています。

農業集落排水事業（以下、「農集」という。）は、都島地区を皮切りに昭和 62 年 11 月に建設事業に着手して平成元年 4 月に供用を開始しており、供用開始から 31 年が経過しています。汚水の排除方式は、公共と同様の「分流式」を採用しています。

公共の汚水は埼玉県が管理している利根川右岸流域下水道の小山川水循環センターで、農集の汚水は各地区の処理場で処理を行っています。

表 3-1 下水道施設概要

項目	下水道概要						
	公共下水道事業	農業集落排水事業					
		都島	田中	宮戸	牧西	滝瀬・堀田	仁手・下仁手・久々宇
供用開始年月日	昭和 61 年 4 月 1 日	平成元年 4 月 1 日	平成 6 年 4 月 1 日	平成 8 年 4 月 1 日	平成 15 年 4 月 1 日	平成 21 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日
終末処理場名称	利根川右岸流域下水道小山川水循環センター	都島クリーンセンター	田中クリーンセンター	宮戸クリーンセンター	牧西クリーンセンター	滝瀬・堀田クリーンセンター	仁手・下仁手・久々宇クリーンセンター
排除方式	分流式	分流式					
整備面積	1,064ha	17.2ha	21.9ha	19.2ha	41.1ha	21.7ha	51.0ha
管渠延長	汚水： 260 km 雨水： 50 km 計： 310 km	汚水： 33 km 雨水： 0 km 計： 33 km					

3.2. 農業集落排水事業の公共下水道への統合について

本市の汚水処理は、地域の特性や住民要望、経済比較などを考慮して、「本庄市生活排水処理施設整備構想」にて、公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽と最適な整備区域が設定されています。

下水道の施設は今後、老朽化が進み、順次更新の時期を迎えます。将来の改築・更新に備えた点検・調査を行い、計画的に改築・更新を進める必要があることから、本市では「公共下水道ストックマネジメント計画」及び「農業集落排水最適整備構想・再編計画」を策定しました。

「農業集落排水最適整備構想・再編計画」は、適切な修繕と更新により施設の長寿命化を進めていく計画ですが、その中で、ライフサイクルコストを加味し、農業集落排水処理施設を維持するか公共下水道へ編入するかの検討を行い、都島処理区については、令和 4 年度から公共下水道へ接続し、統合することとしました。なお、経営戦略では、計画期間中に供用開始後 30 年を経過する処理区については公共下水道へ接続するものとして試算しています。（本計画期間においては、田中処理区を令和 7 年度に公共へ接続として試算しています。）

第4章 下水道事業の現状と計画

4.1. 人口と水量の推移

各事業の人口と水量の推移と今後の見通しは以下のとおりです。

(1) 公共

①行政人口と処理区域内人口

公共は令和7年度までに下水道の整備を完了する予定です。そのため、処理区域内人口は、令和8年度までは増加し、人口に対する普及率は約70%まで増加する見込みです。令和9年度以降の処理区域内人口は行政人口減少に伴い緩やかに減少していきます。

なお、農集統合の年度では、統合される農集の処理区域内人口を公共へ加えています。

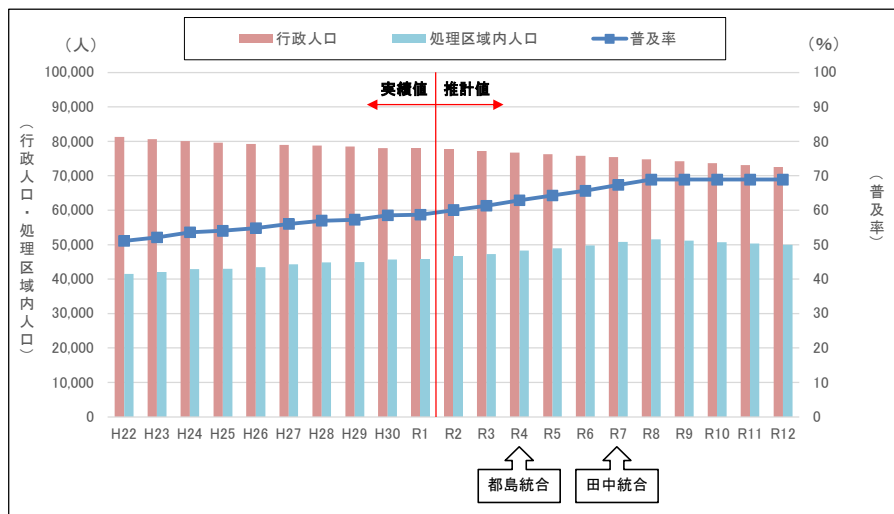


図 4-1 行政人口と処理区域内人口の推移

②水洗化率と水洗化人口

水洗化率は令和10年度に100%となる計画として事業を推進していきます。そのため、水洗化人口は令和10年度までは増加しますが、令和11年度以降は、処理区域内人口の減少に伴い減少していきます。

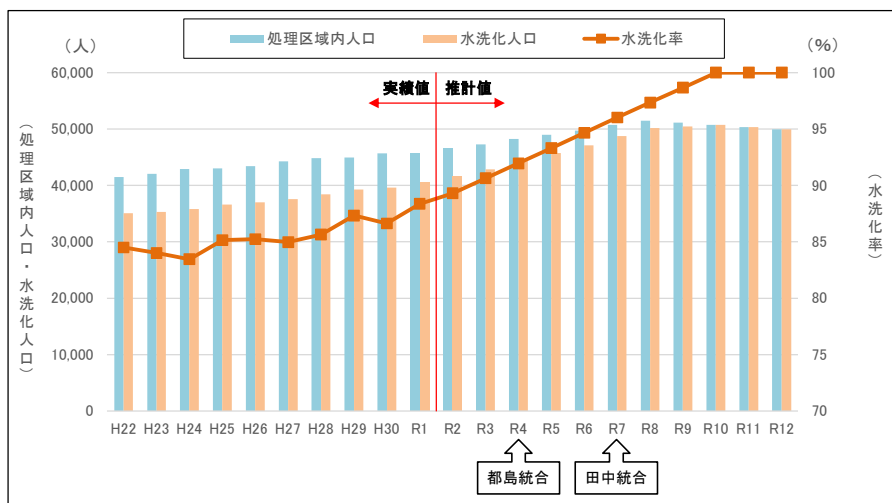


図 4-2 水洗化率と水洗化人口の推移

③有収水量

令和 10 年度までは、処理区域内人口及び水洗化人口の増加に伴い有収水量も増加しますが、令和 11 年度以降は処理区域内人口の減少に伴い、有収水量も減少していきます。

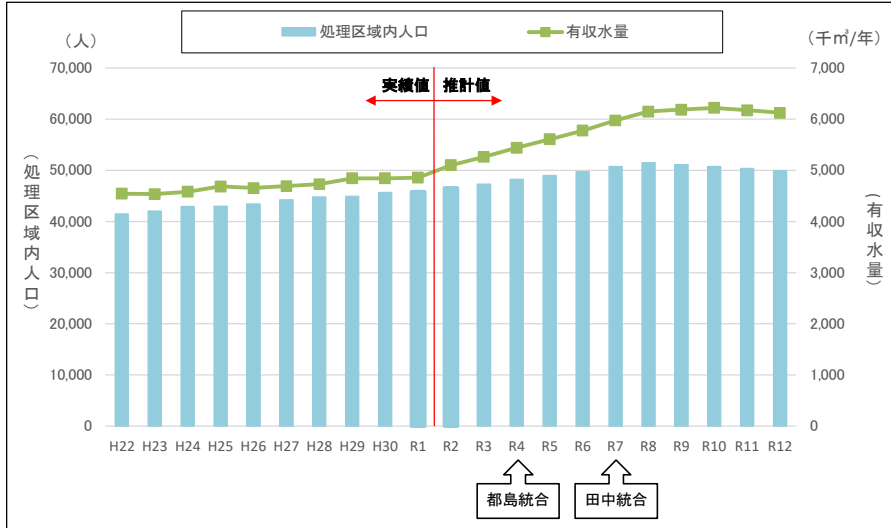


図 4-3 有収水量の推移

(2) 農集

①行政人口と処理区域内人口

農集は平成 30 年 4 月に仁手・下仁手・久々宇地区の供用を開始し、全区域の整備を完了しました。そのため、処理区域内人口は、平成 30 年度に大きく増加し、人口普及率は約 4% まで増加しました。令和元年度以降は、処理区域内人口の減少及び公共への統合に伴い減少していきます。

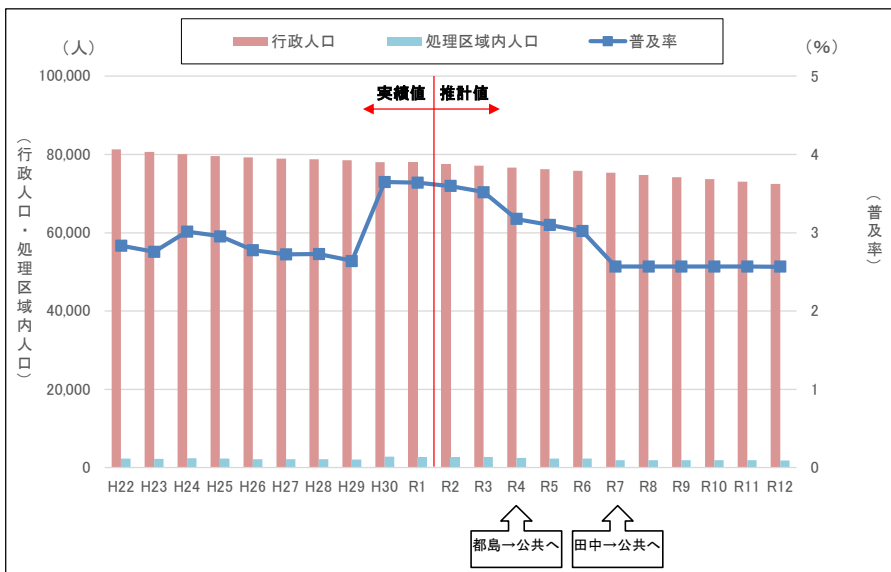


図 4-4 行政人口と処理区域内人口の推移

②水洗化率と水洗化人口

水洗化率は令和7年度に100%となる計画として事業を推進していきます。

水洗化人口は、水洗化率に合わせて令和7年度まで増加しますが、令和4年度と令和7年度の公共への統合時に大きく減少します。令和7年度以降は処理区域内人口の減少に伴い減少していきます。

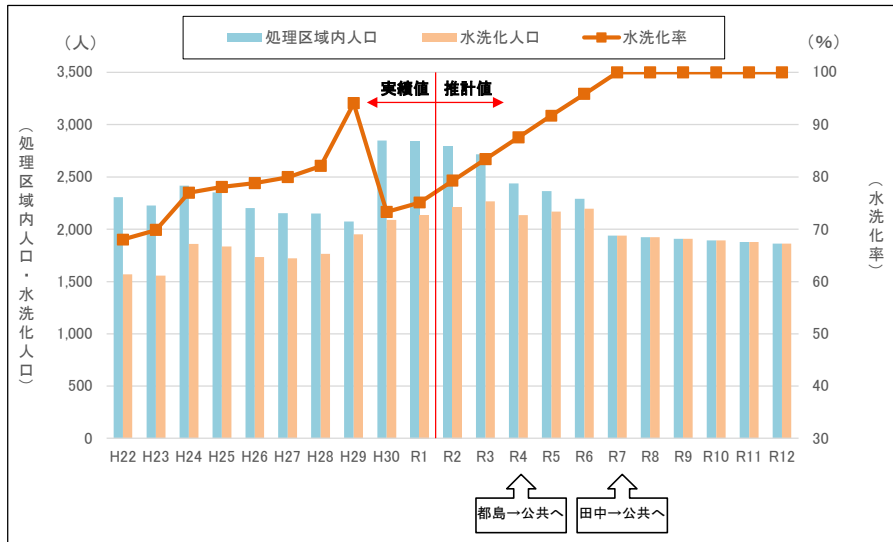


図 4-5 水洗化率と水洗化人口の推移

③有収水量

有収水量は令和3年度までは増加しますが、令和4年度と令和7年度の公共への統合時に大きく減少します。令和7年度以降は処理区域内人口の減少に伴い減少していきます。

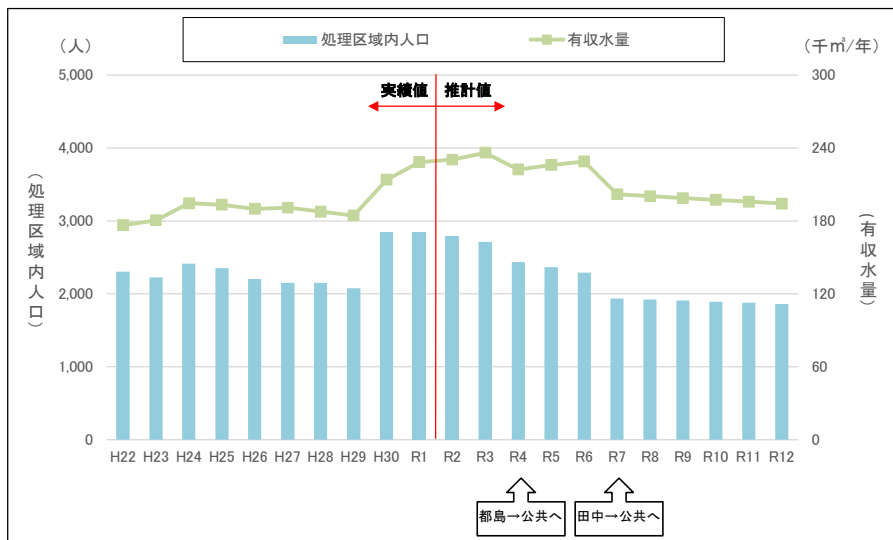


図 4-6 有収水量の推移

4.2. 下水道施設の状況

本市の下水道施設の現状と今後取り組むべき事項について示します。

(1) 汚水整備

公共は、令和元年度時点で1,064haの汚水管渠の整備を完了しており、今後は、小島・万年寺・本庄新都心地区等の整備を順次行っていき、令和7年度までに整備を完了させる予定です。

農集は、平成29年度に整備を完了しており、今後、新規に整備する予定はありませんが、今後は処理区の統合又は公共下水道への接続を検討していきます。

(2) 雨水整備

雨水整備については、近年の気候変動の影響による河川や内水のはん濫リスクが増大している状況等を踏まえ、浸水等の被害軽減に向けて未整備区域の雨水対策等を行うことが重要です。現時点では、小山川第九排水区及び栗崎地区の整備を順次行い、その他の区域についても河川整備の進捗や現状を踏まえて、検討を行っていきます。

(3) 施設の老朽化・耐震化

本市の下水道施設は、公共の管路施設が約310km、農集の管路施設が約33kmと処理施設が6箇所整備済みです。

下水道の施設の目標耐用年数は、管路施設は約50年、土木・建築施設で約50～75年、機械設備、電気設備は約10～15年とされています。公共・農集ともに供用開始から30年以上経過しているため、機械設備、電気設備は劣化状況に合わせて修繕や更新を行う必要があります。また、土木・建築施設、管路施設においても、順次更新の時期を迎えます。

今後の改築・更新に備え、計画的な点検・調査や改築・更新を進める必要があることから、「公共下水道ストックマネジメント計画」、「下水道総合地震対策計画」及び「農業集落排水最適整備構想・再編計画」を策定しています。これらの計画に沿って、維持管理を進めていきます。

4.3. 組織の状況

本市の下水道部門は、上下水道部内の下水道課に属しています。

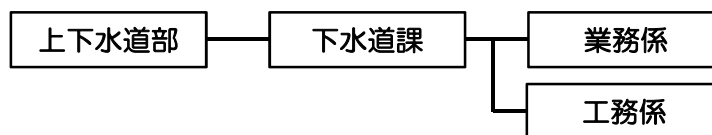


図 4-7 下水道部門組織体制

令和2年度の職員数は、公共担当13人、農集担当2人の計15人となっています。

直近では組織の変更はなく、計画期間においては、現状と同程度の職員数で事業を進めていくものとして試算しています。しかし、将来においては、効率化・経営健全化を図るため、業務・工事の量の変動に伴う人員配置の変更や水道課を含めた組織再編の検討も必要となります。

4.4. 経営の状況

平成 27 年度から令和元年度までの5年間における、下水道事業の経営状況について示します。

なお、公共は平成 27 年度から地方公営企業法の一部適用により公営企業会計に移行をしているため、公営企業会計による収益的収支及び資本的収支の推移、農集は令和 2 年度から公営企業会計に移行しているため、令和元年度までは官公庁会計による歳入と歳出での推移となります。

(1) 公共

①収益的収支の推移

収益的収入については約 14～16 億円を推移しており、令和元年度では約 16.0 億円となっています。令和元年度の財源内訳は、下水道使用料が約 6.4 億円で全体の42%を占めており、次いで長期前受金戻入が約 6.0 億円で約 37%となっています。

収益的支出については、約 14～15 億円を推移しており、令和元年度で約 15.4 億円となっています。令和元年度の費用内訳は、減価償却費が約 8.7 億円で 57%、流域下水道維持管理負担金が約 3.8 億円で 24%となっています。

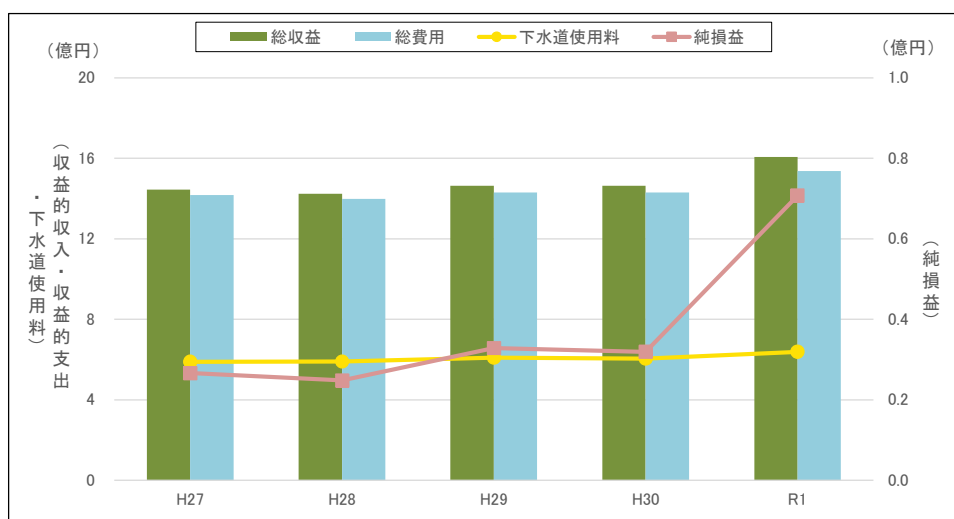


図 4-8 公共の収益的収支の推移

②資本的収支の推移

資本的収入については、約 10～13 億円を推移しており、令和元年度では約 9.9 億円となっています。令和元年度の財源内訳は、企業債が約 5.0 億円で全体の半分を占めており、次いで国庫補助金が約 2.0 億円で 21%となっています。

資本的支出については、約 11～16 億円を推移しており、令和元年度では約 11.5 億円となっています。令和元年度の費用内訳は、管路建設改良費が約 6.3 億円で全体の 55%を占めており、次いで企業債元金償還金が約 4.6 億円で 39%となっています。

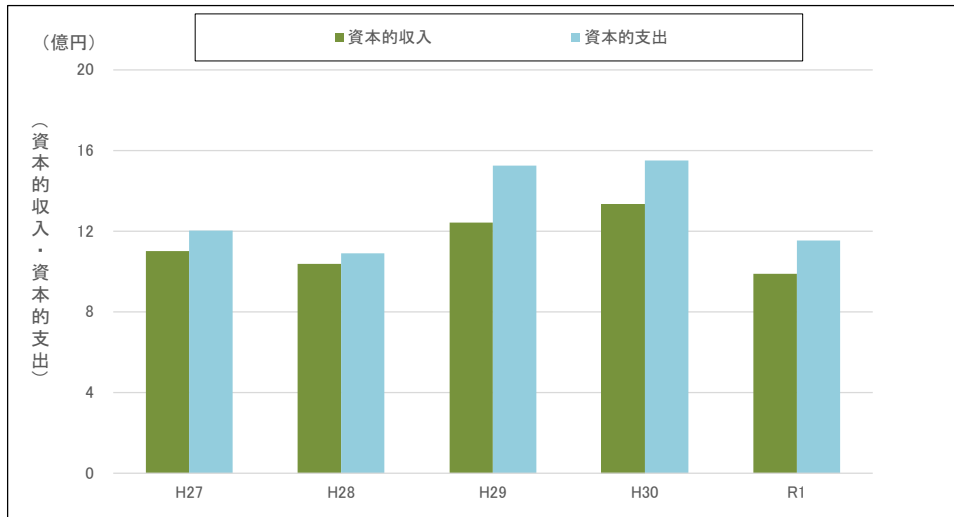


図 4-9 公共の資本的収支の推移

(2) 農集

歳入の合計としては、約 1.4～4.3 億円を推移しており、令和元年度では約 1.7 億円となっています。平成 27 年度～平成 29 年度は建設投資が多いため、国庫支出金、地方債が主な収入となっています。なお、令和元年度の歳入内訳は、一般会計繰入金が約 1.1 億円と 64% を占めており、ついで使用料が 0.3 億円となっています。

歳出の合計としては、約 1.4～4.3 億円を推移しており、令和元年度では約 1.4 億円となっています。平成 27 年度～平成 29 年度は事業費（農業集落排水事業費、仁手・下仁手・久々宇処理区建設費）が 70%強を占めています。令和元年度の歳出内訳は、総務費が約 0.7 億円と全体の半分を占めており、次いで公債費が約 0.5 億円、事業費が 0.2 億円となっています。

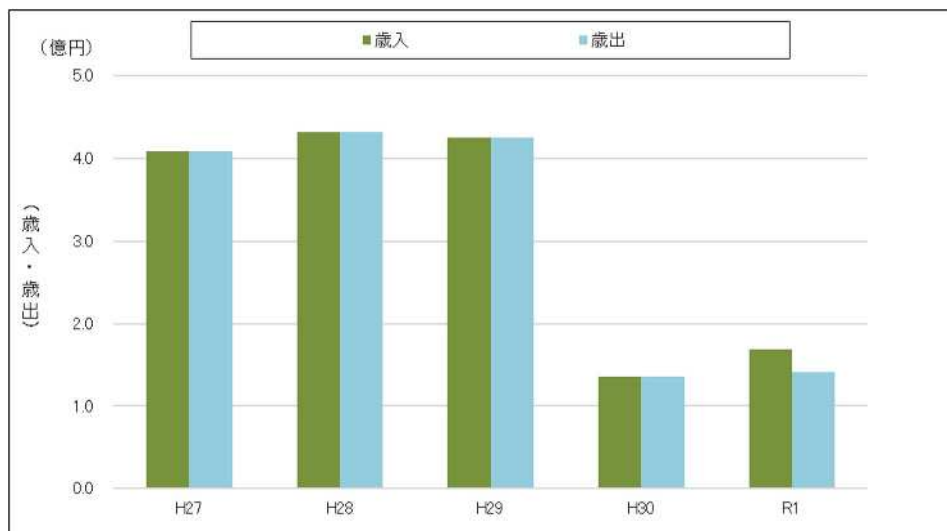


図 4-10 農集の収支の推移

4.5. 下水道事業の経営状況の比較分析

本市の経営状況について、本市及び本市の類似団体（総務省が公表する経営比較分析表における類型区分による。公共については処理区域内人口 3 万人以上、処理区域内の人口密度 50 人/ha 未満、供用開始後 30 年以上の団体、農集については供用開始後 30 年以上の団体。）との比較を行いました。

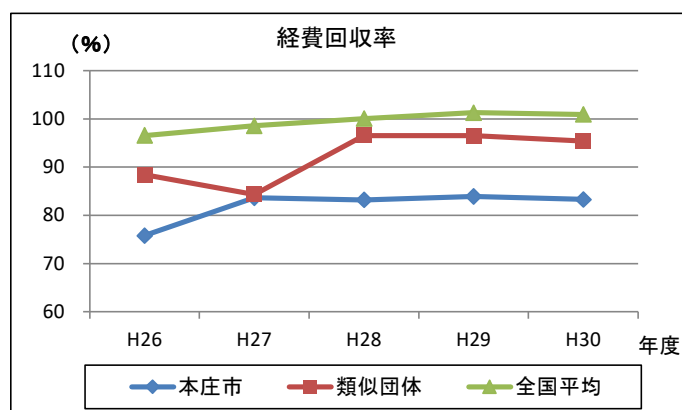
(1) 公共

表 4-1 経営比較分析表（公共 H26~H30）

年度	H26	H27	H28	H29	H30
経費回収率(%)					
本庄市	75.77	83.63	83.18	83.92	83.27
類似団体	88.44	84.32	96.57	96.54	95.40
全国平均	96.57	98.53	100.04	101.26	100.91
汚水処理原価(円/m ³)					
本庄市	150.00	150.00	150.01	150.00	150.00
類似団体	147.15	188.12	161.54	162.81	163.20
全国平均	142.28	139.70	137.82	136.39	136.86
水洗化率(%)					
本庄市	85.24	84.97	85.65	87.34	86.64
類似団体	92.82	86.78	91.76	92.30	92.55
全国平均	94.57	94.73	94.90	95.06	95.20
使用料単価(円)					
本庄市	113.65	125.44	124.78	125.89	124.91
類似団体	144.00	145.10	146.80	146.80	141.90
全国平均	138.90	138.70	138.20	138.60	136.40

①経費回収率

使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標



■評価基準■

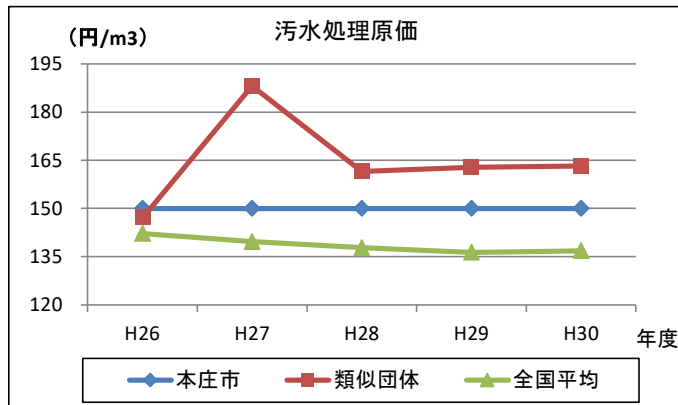
- ・100%を上回っていることが望ましい。

■分析結果■

- ・類似団体平均、全国平均と比較しても低い状況にあり、汚水処理に係る費用を一般会計繰入金に依存している状況にあります。令和元年に使用料を改定したため、今後は改善が見込まれます。（参考）令和元年度約 88%

② 汚水処理原価

有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標



■ 評価基準 ■

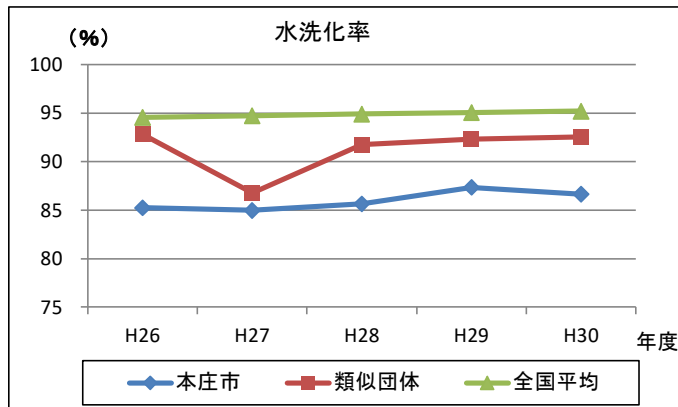
- ・ 低い数値の方が効率的

■ 分析結果 ■

- ・ 全国平均よりは高いが、類似団体平均より低い
ため、良好といえますが、150 円/m³を超える部分については、分流式下水道に要する経費として一般会計から繰入を行っています。

③ 水洗化率

現在の処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理をしている人口の割合を表した指標



■ 評価基準 ■

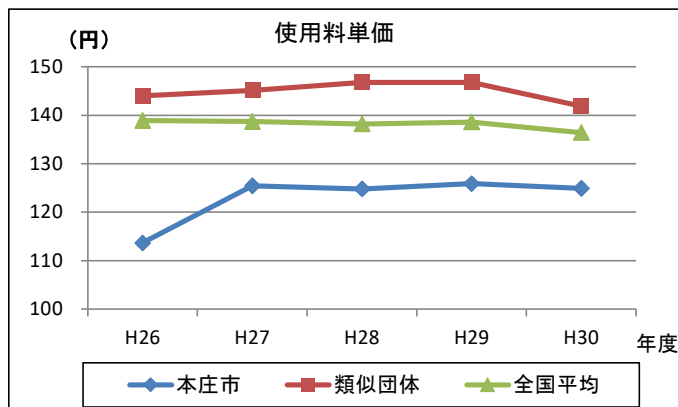
- ・ 100%が望ましい。

■ 分析結果 ■

- ・ 類似団体平均、全国平均と比較しても低い状況にあり、水質保全や安定した使用料収入確保のため、水洗化率の向上に努め、100%に近づける必要があります。

④ 使用料単価

1m³あたりの使用料収入を表した指標



■ 評価基準 ■

- ・ 低い方が利用者にとっては良いが、経費回収率等の他の指標と組み合わせた判断が必要

■ 分析結果 ■

- ・ 汚水処理原価を回収できていない状況で、国の基準としている 150 円/m³と比べても低い状況にありますが、令和元年に使用料を改定したため、使用料単価は上昇しています。

(参考) 令和元年度約 1 3 2 円

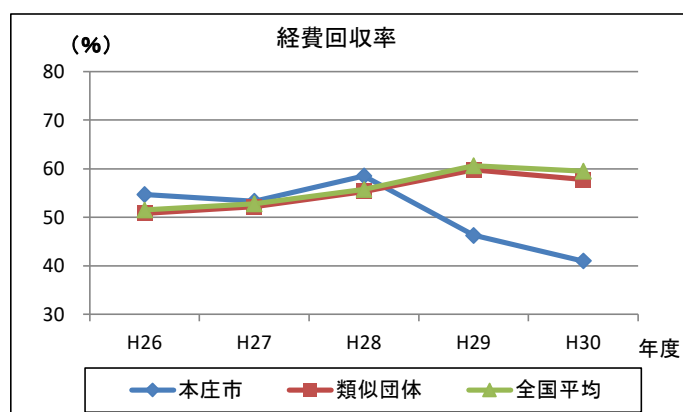
(2) 農集

表 4-2 経営比較分析表（農集 H26~H30）

年度	H26	H27	H28	H29	H30
経費回収率(%)					
本庄市	54.65	53.31	58.49	46.27	40.98
類似団体	50.82	52.19	55.32	59.80	57.77
全国平均	51.49	52.78	55.73	60.64	59.51
汚水処理原価(円/m ³)					
本庄市	231.55	238.96	224.21	291.05	328.50
類似団体	300.52	296.14	283.17	263.76	274.35
全国平均	295.10	289.81	276.78	255.52	261.46
施設利用率(%)					
本庄市	58.30	59.30	58.28	44.12	51.09
類似団体	53.24	52.31	60.65	51.75	50.68
全国平均	53.32	52.74	59.15	52.49	52.23
水洗化率(%)					
本庄市	78.80	79.94	82.09	84.19	73.29
類似団体	84.07	84.32	84.58	84.84	84.86
全国平均	83.79	84.5	85.01	85.49	85.82
使用料単価(円)					
本庄市	126.55	127.38	131.15	134.66	134.61
類似団体	155.00	156.50	160.10	158.30	159.30
全国平均	151.90	153.00	154.20	153.00	155.60

①経費回収率

使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標



■ 評価基準 ■

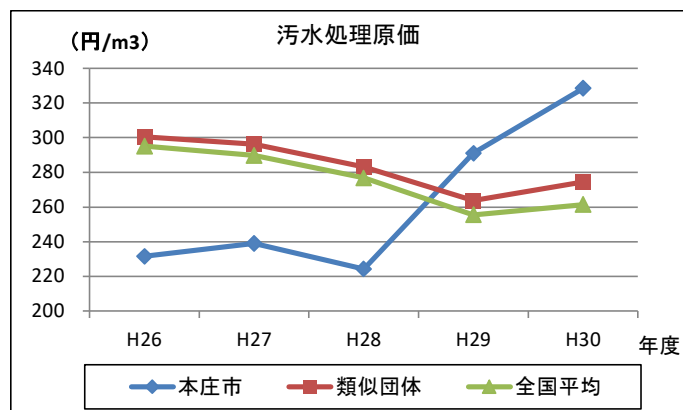
- ・ 100%を上回っていることが望ましい。

■ 分析結果 ■

- ・ 類似団体平均、全国平均と比較しても低い状況にあり、汚水処理に係る費用を一般会計繰入金に依存している状況にあります。

②汚水処理原価

有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水処理に係るコストを表した指標



■ 評価基準 ■

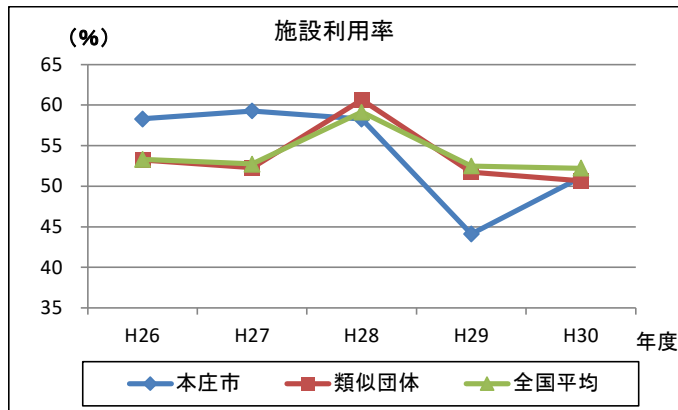
- ・ 低い数値の方が効率的

■ 分析結果 ■

- ・ 仁手・下仁手・久々宇地区の供用開始に伴い汚水処理費が増加しましたが、有収水量の増加が追いついていません。

③施設利用率

施設・整備が1日に対応可能な処理能力に対する、一日平均、処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標



■ 評価基準 ■

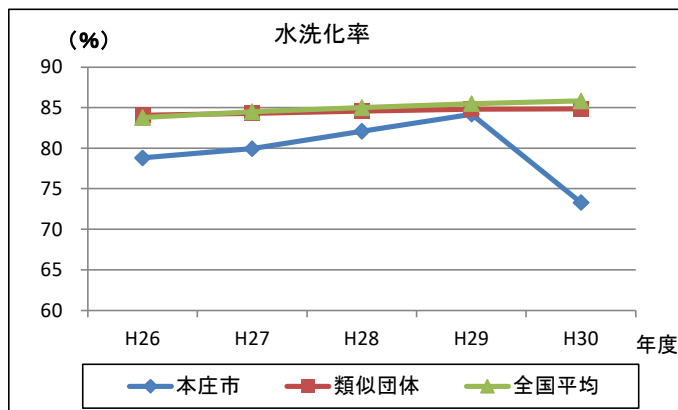
・高い数値の方が望ましい。

■ 分析結果 ■

・平成29年度を除いては、類似団体平均、全国平均と同等又は高く良好といえます。

④水洗化率

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理をしている人口の割合を表した指標



■ 評価基準 ■

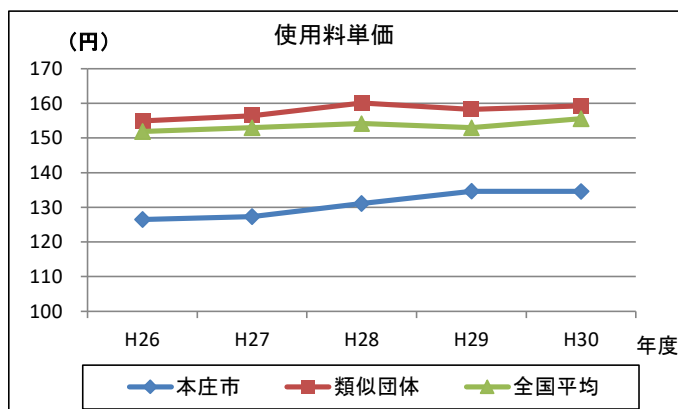
・100%が望ましい。

■ 分析結果 ■

・類似団体平均、全国平均と比較しても低い状況にあり、水質保全や安定した使用料収入確保のため、水洗化率の向上に努め、100%に近づける必要があります。仁手・下仁手・久々宇地区の供用開始により平成30年は減少しています。(参考) 令和元年度約75%

⑤使用料単価

1m³あたりの使用料収入を表した指標



■ 評価基準 ■

・低い方が利用者にとっては良いが、経費回収率等の他の指標と組み合わせた判断が必要

■ 分析結果 ■

・汚水処理原価を回収できていない状況で、国の基準としている150円/m³と比べても低い状況にあります。

第5章 経営戦略の基本方針

今回策定した経営戦略が、計画的に履行されるよう基本方針の設定を行います。

5.1. 本庄市総合振興計画

本市では、平成 30 年 3 月に「本庄市総合振興計画 基本構想（計画期間：平成 30 年度～令和 9 年度）」を策定し、「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち本庄 ～世のため、後のため～」を市の将来像として、実現に向けて取り組んでいます。

この計画の中で、下水道分野が含まれている都市基盤分野では、「人にやさしい、快適で美しく住みやすいまち」を政策に掲げています。そのうち、前期基本計画（平成 30 年度～令和 4 年度）では、下水道課が取り組むべき項目に対して、めざす姿とその実現に向けた施策体系を表 5-1 のように位置付けています。

表 5-1 本庄市総合振興計画で掲げている下水道分野の施策

都市基盤分野政策：人にやさしい、快適で美しく住みやすいまち	
施策：道路・河川の整備と維持管理	
めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ●幹線道路等の整備が進み、交通渋滞のないスムーズな移動が可能となっています。 ●河川の改修整備や水路整備が進み、水害等に対し安心な生活ができるようになっていきます。 ●道路施設などの管理が電子化で一元管理され、維持管理水準の保持ができ快適な通行ができるようになっていきます。
施策体系	<ol style="list-style-type: none"> 1 幹線道路網の整備や安全・安心な道づくりの推進 2 都市計画道路の整備及び見直し 3 市道の整備 4 市道の適切な維持管理 5 河川・水路等の整備の促進
施策：下水道施設等の充実	
めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道等の整備が進み、快適な市民生活が送れるとともに、河川等の水質改善が図られています。
施策体系	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共下水道の整備 2 流域下水道の推進 3 下水道施設等の維持管理 4 公共下水道等の水洗化の普及促進 5 浄化槽の普及促進

5.2. 基本方針

「本庄市総合振興計画」と整合を図りながら、都市基盤分野で掲げている、「人にやさしい、快適で美しく住みやすいまち」を基に、経営戦略として、3つの基本方針を掲げ、今後①～⑨の取組を行ってまいります。

1:人にやさしい

人にやさしい暮らしのために、事業体制及び経営基盤を強化し、持続可能な運営をめざします

- ・①財政の健全化
- ・②普及活動の推進
- ・③職員の能力向上
- ・④国が推進する施策の検討

2:快適で美しい

快適で美しい生活実現のために、下水道施設の整備・機能維持に努めます

- ・⑤未整備区域の計画的な整備
- ・⑥農集の統廃合の推進
- ・⑦効率的かつ効果的な施設の改築・更新

3:住みやすい

住みやすいまちの実現のために、災害に強い下水道をめざします

- ・⑧浸水対策の推進
- ・⑨地震対策の推進

図 5-1 経営戦略の基本方針

①財政の健全化

収入については、使用料の改定を令和元年に行っており、積立金を活用しながら一般会計繰入金（基準外）の削減を図ります。企業債は令和 7 年度概成に向け一時的に増加しますが、将来への過度な負担にならないよう計画的に発行します。

支出については、流域下水道維持管理負担金が大きな比重を占めていますが、効率的な改修・更新により維持管理費等の縮減を図ります。

②普及活動の推進

生活環境の改善と水質の保全・維持という下水道の意義の周知を図り、訪問活動等を通じて接続率の向上に努めます。

③職員の能力向上

適正な職員配置の下、効率的な事業実施に努めつつ、職員の育成や知識・技術の継承を行っていきます。

④国が推進する施策の検討

効率的な事業運営のため、官民連携、広域化・共同化等の国が推進する施策について、必要に応じて検討を行います。

⑤未整備区域の計画的な整備

令和 7 年度の概成に向け、単年度の費用が突出しないよう、投資費用の平準化を図り、計画的に整備を行います。

⑥農集の統廃合の推進

「農業集落排水最適整備構想・再編計画」に基づき、更新時期を見据えながら、公共下水道への接続、処理区の統合について検討を行います。

⑦効率的かつ効果的な施設の改築・更新

汚水処理機能の維持のため、「公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、効率的かつ効果的に管渠の点検・調査及び改築・修繕を行います。

⑧浸水対策の推進

台風、大雨による水害時の内水氾濫に備え、雨水幹線の整備や内水ハザードマップの更新等により浸水被害の軽減を図ります。

⑨地震対策の推進

「下水道総合地震対策計画」に基づき、優先度の高い重要な管路施設について調査を行い、補強や改築が必要な箇所について計画的に整備を行います。

第6章 投資・財政計画

基本方針及び今後取り組むべき事項を基に、投資試算・財源試算を行いました。

6.1 公共下水道事業

(1) 投資について

今後 10 年間では、市民の下水道に対するニーズに応え、公共を持続するために必要な投資として、汚水整備や雨水整備、地震対策や改築更新などの建設事業に対して、約 108 億円を投ずる予定です。

表 6-1 建設投資の見通し（公共）

単位：億円

項目／年度	R3～R12
汚水整備	63
雨水整備	14
流域下水道建設負担金	4
地震対策	6
ストックマネジメント計画に基づく改築更新	15
農集統廃合	1
人件費	4
合計	108

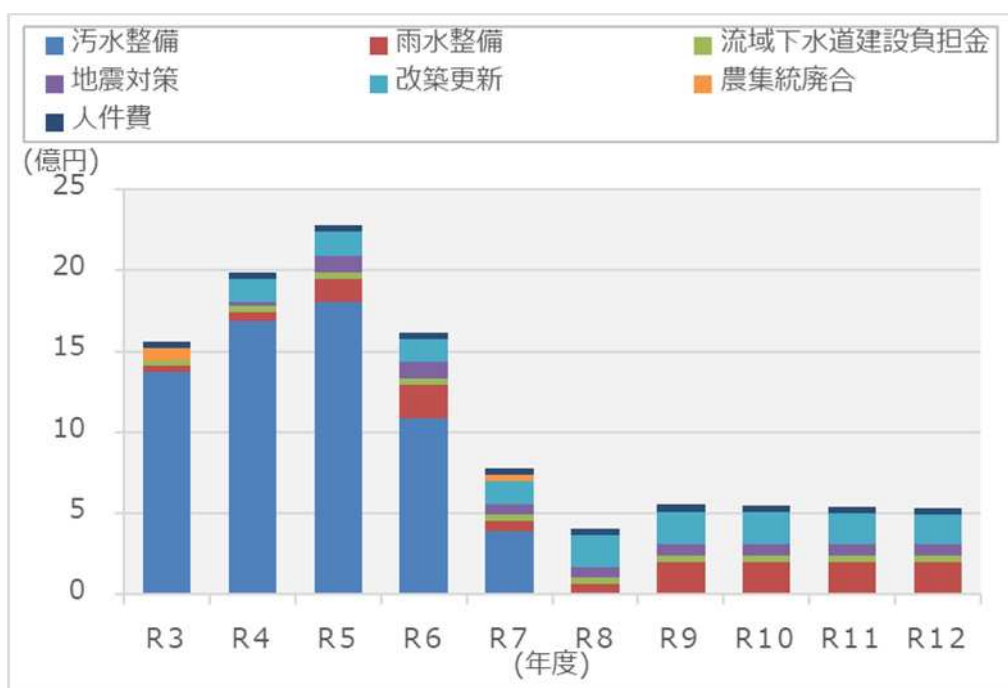


図 6-1 建設投資の見通し（公共）

(2) 建設財源

今後 10 年間の建設投資に対しては、国の補助制度などを活用し、国庫補助金や企業債を主に充当します。また、それ以外に、一般財源や負担金等を充当します。

表 6-2 建設財源の見通し（公共）

単位：億円

項目／年度	R3～R12
国庫補助金	42
企業債	56
一般財源	6
その他	4
合計	108

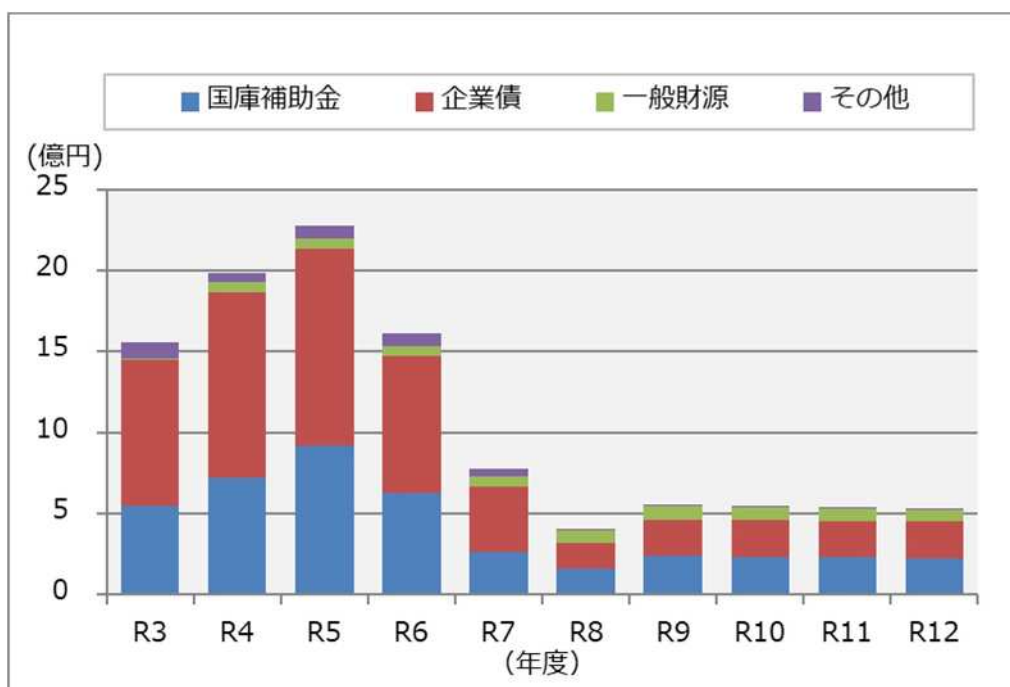


図 6-2 建設財源の見通し（公共）

(3) 維持管理について

維持管理費については、汚水整備の進捗や都島地区等の公共への統合に伴い、現状よりも増加する見通しであり、令和 12 年度には約 7.1 億円(税抜)となる見通しです。

表 6-3 維持管理費の見通し (公共)

単位：億円

項目/年度	R3~R12
維持管理費	70

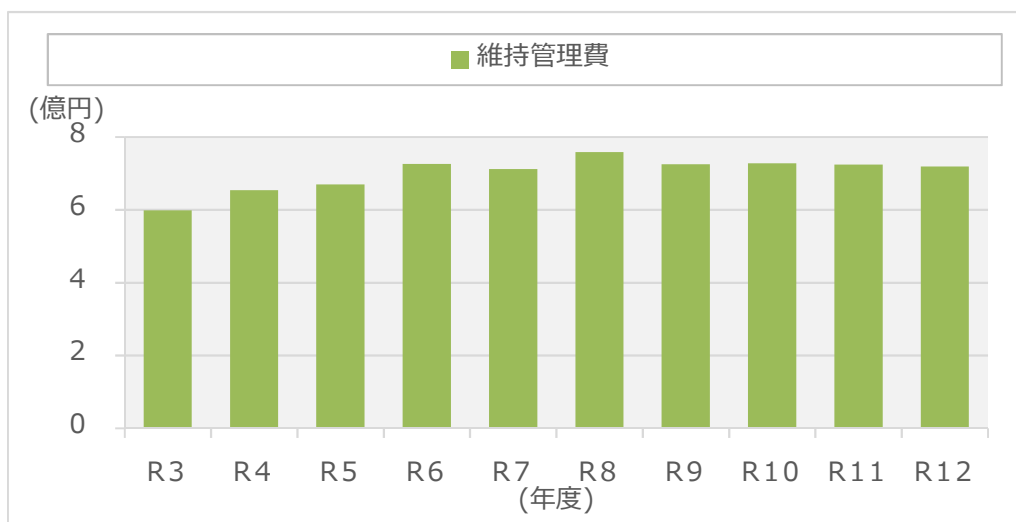


図 6-3 維持管理費の見通し (公共)

(4) 使用料収入について

使用料収入については、汚水整備の進捗や都島地区等の公共への統合に伴い、令和 10 年度までは増加する見通しです。

その後は減少に転じ、令和 12 年度には使用料収入は約 8.6 億円(税抜)となる見込みです。

使用料については、当面見直しは行わない方針ですが、今後の推移を注視し、必要に応じて見直しを検討します。

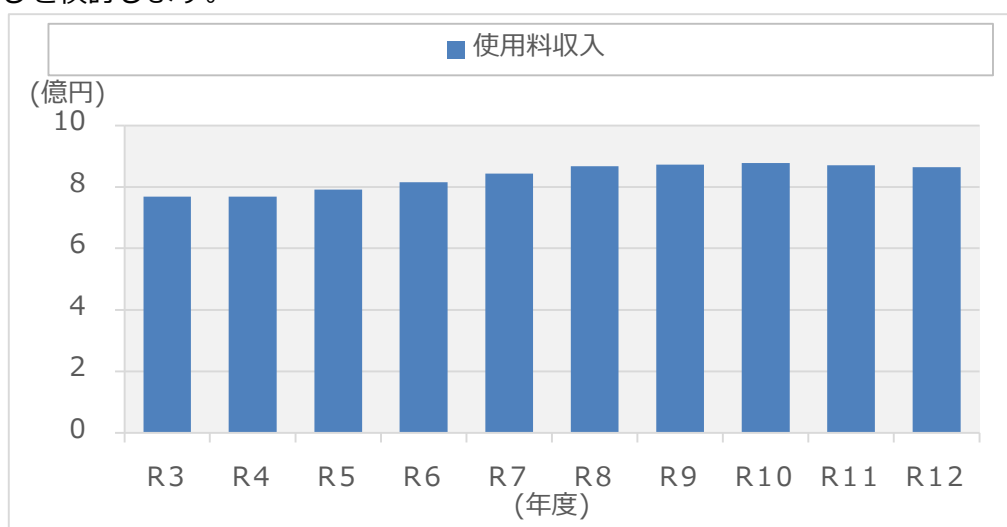


図 6-4 使用料収入の見通し (公共)

(5) 一般会計繰入金について

一般会計繰入金については、総務省が定める「繰出基準」に基づいて算定される「基準内繰入金」と、「繰出基準」の対象とならない「基準外繰入金」に区分されます。

一般会計繰入金は、約5～6億円の範囲で推移し、令和12年度には約5.7億円となる見通しです。収益的収入に対する基準外繰入金は、流域下水道維持管理負担金の改定がないものとして試算しているため、計上を見込んでいません。



図 6-5 一般会計繰入金の見通し (公共)

(6) 企業債について

企業債については、令和3～7年度までは多額の建設投資を行うため、起債額が償還額を上回り、企業債残高は増加しますが、その後は償還額が起債額を上回り、令和12年度の企業債残高は約93億円となる見込みです。

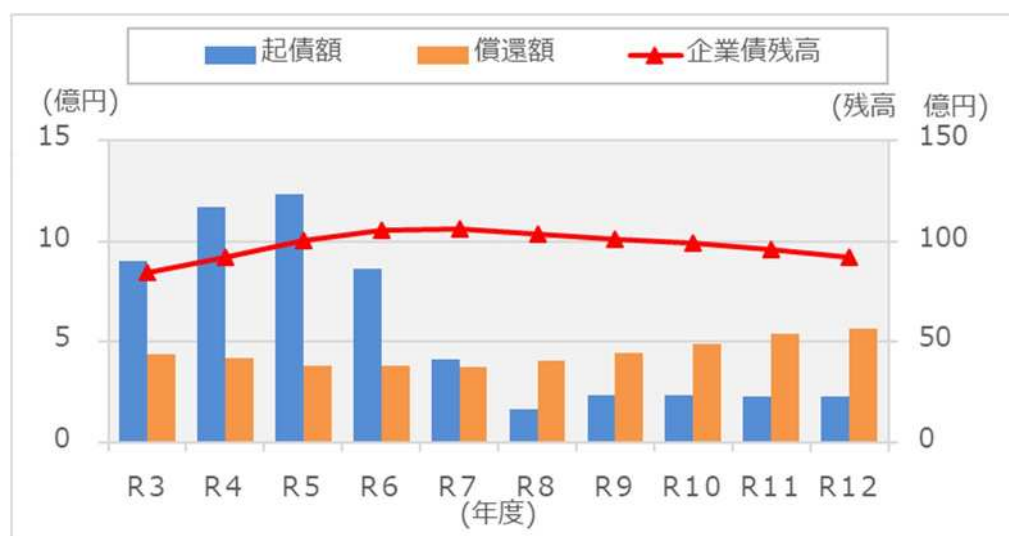


図 6-6 企業債の見通し (公共)

6.2. 農業集落排水事業

(1) 投資について

今後 10 年間では、農集を持続するために必要な投資として、主に施設の更新や改修、取付管設置工事等の建設事業に対して、約 1 億 4 千万円を投ずる予定です。令和 12 年には、宮戸地区の処理施設の更新を予定しています。

表 6-4 建設投資の見通し（農集）

単位：百万円

項目／年度	R3～R12
田中地区 施設更新・改修	1
宮戸地区 施設更新・改修	24
牧西地区 施設更新・改修	15
滝瀬・堀田地区 施設更新・改修	15
諸更新・改修工事	49
取付管設置工事	27
污水枝線築造工事	8
舗装本復旧工事	7
合計	146

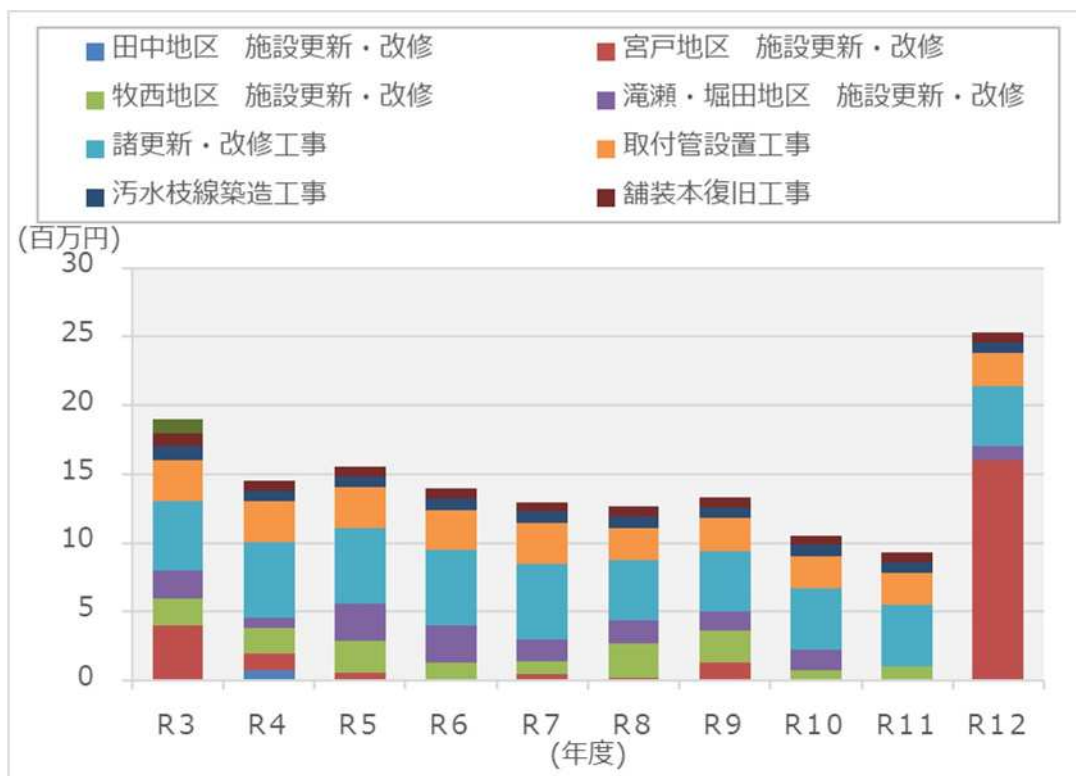


図 6-7 建設投資の見通し（農集）

(2) 建設財源

今後 10 年間の建設投資に対しては、一般財源を主に充当します。令和 12 年には、宮戸地区の処理施設の更新に国庫補助金や企業債を充当します。

表 6-5 建設財源の見通し（農集）

単位：百万円

項目／年度	R3～R12
国庫補助金	8
企業債	8
一般財源	103
その他	27
合計	146

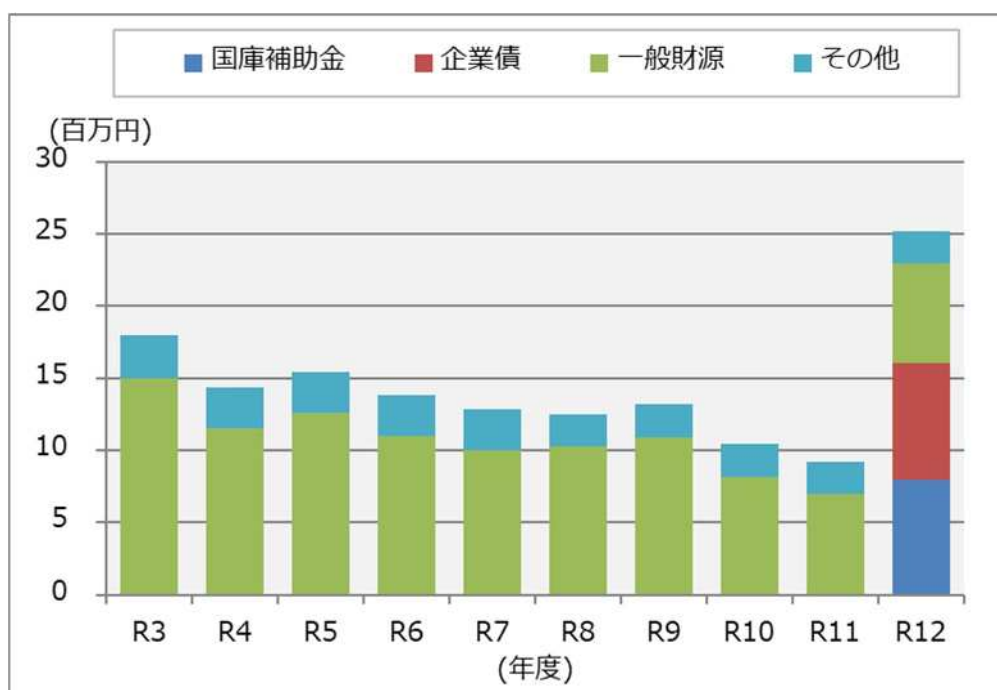


図 6-8 建設財源の見通し（農集）

(3) 維持管理について

維持管理費については、流入水量の増加等に伴い、現状よりも増加する見通しであり、令和12年度には約8千万円(税抜)となる見通しです。

表 6-6 維持管理費の見通し (農集)

単位：百万円

項目/年度	R3~R12
維持管理費	798

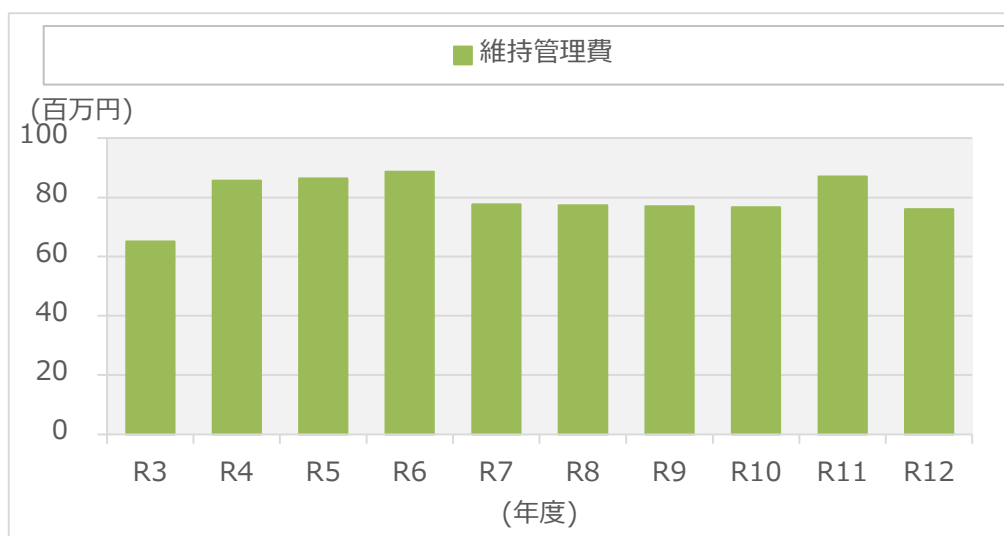


図 6-9 維持管理費の見通し (農集)

(4) 使用料収入について

使用料収入については、人口減少や公共下水道への編入等に伴い、減少する見通しです。

使用料については、公共下水道への編入等の状況を踏まえながら、必要に応じて見直しを検討します。

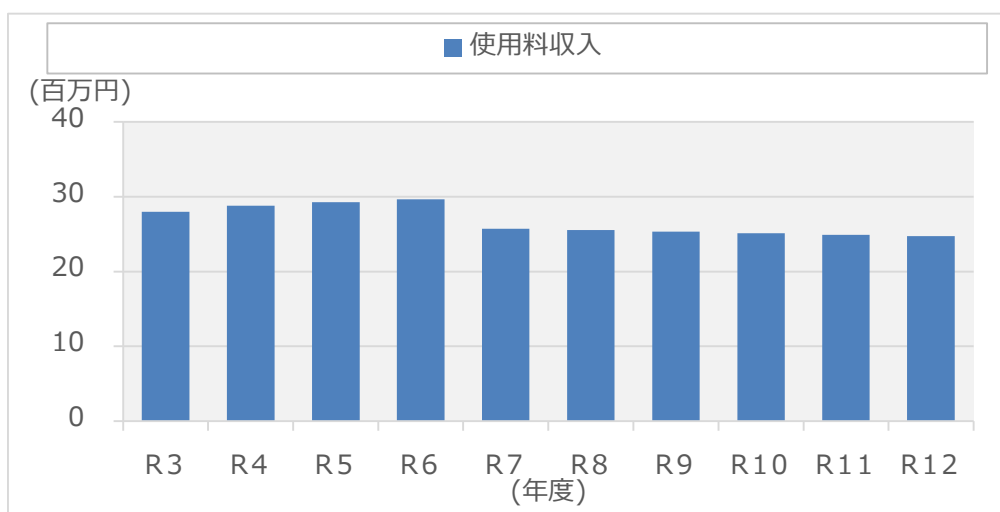


図 6-10 使用料収入の見通し(農集)

(5) 一般会計繰入金について

一般会計繰入金は緩やかに減少し、令和 12 年度には約 1 億円となる見通しです。

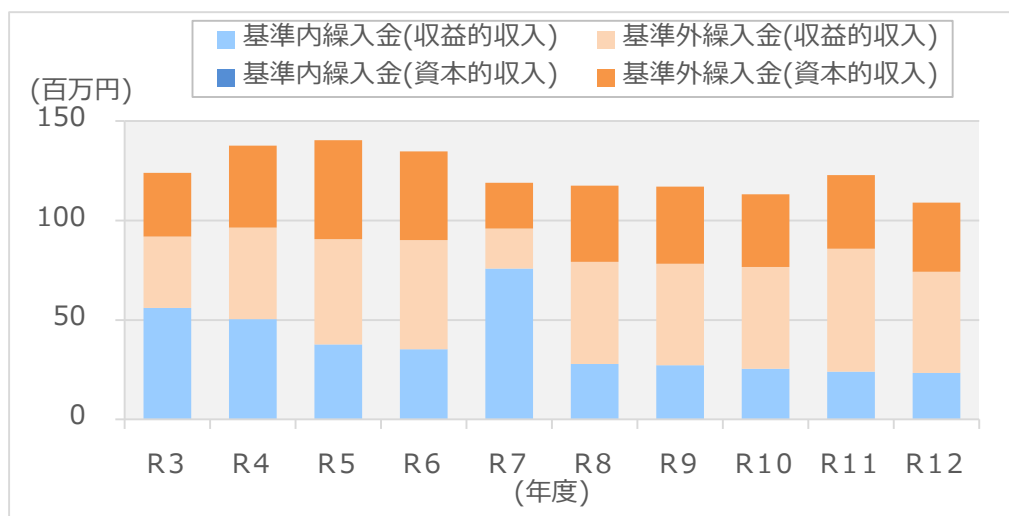


図 6-11 一般会計繰入金の見通し(農集)

(6) 企業債について

企業債については、今後 10 年間は起債額が少なく、償還額が起債額を上回ることから企業債残高は年々減少し、令和 12 年度には約 5 億 3 千万円となる見通しです。

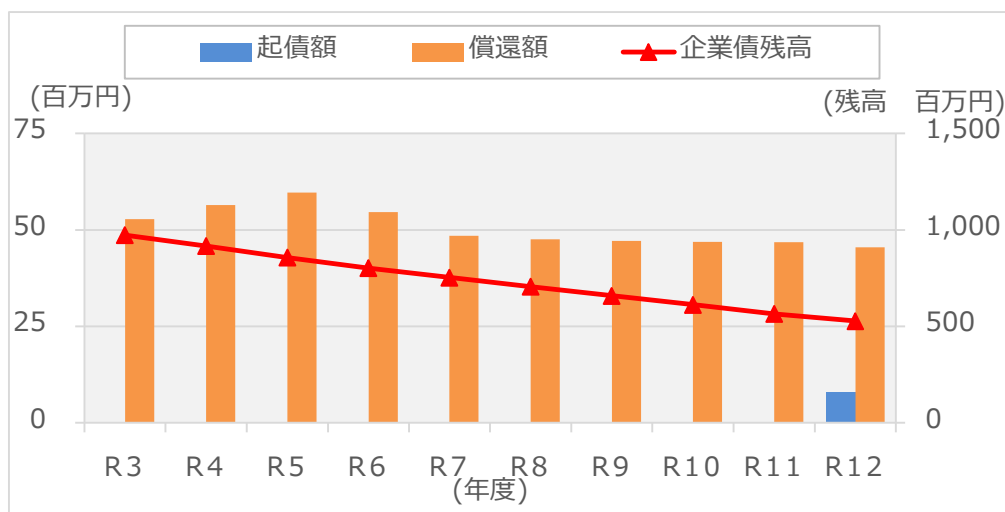


図 6-12 企業債の見通し(農集)

6.3. 収支計画のまとめ

今後 30 年間の投資に関する試算と財源に関する試算を踏まえ、総務省が位置付ける「投資・財政計画」の様式に準じて、収益的収支及び資本的収支について 10 年間の収支計画を作成しました。

※消費税及び地方消費税相当額について、収益的収支については税抜、資本的収支については税込で作成しています。

投資・財政計画(公共)
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	令和2年度 (予算)	令和3年度 (予算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		727,458	753,564	810,784	833,897	858,341	888,210	912,943	918,359	925,061	919,445	914,354
	(1) 料 金 収 入		685,734	697,955	768,073	791,489	815,112	843,316	867,635	872,693	877,712	870,864	864,157
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
	(3) 雨 水 処 理 負 担 金		41,337	55,492	42,540	42,237	43,058	44,723	45,137	45,495	47,178	48,410	50,026
	(4) そ の 他		387	117	171	171	171	171	171	171	171	171	171
	2. 営 業 外 収 益		939,728	949,305	1,016,073	1,046,705	1,120,202	1,112,029	1,140,831	1,090,489	1,084,548	1,050,616	1,007,968
	(1) 補 助 金		32,337	3,000	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0
	他 会 計 補 助 金		32,337	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他 補 助 金		0	3,000	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他 会 計 負 担 金		283,319	327,569	372,977	389,840	443,116	417,382	441,374	395,815	388,642	374,866	355,476
	(3) 長 期 前 受 金 戻 入		624,056	618,720	638,081	656,850	677,071	694,632	699,442	694,659	695,891	675,735	652,477
	(4) そ の 他		16	16	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	収 入 計 (C)		1,667,186	1,702,869	1,826,857	1,880,602	1,978,543	2,000,239	2,053,774	2,008,848	2,009,609	1,970,061	1,922,322
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		1,532,950	1,531,857	1,600,433	1,647,902	1,737,155	1,751,567	1,808,222	1,769,914	1,775,417	1,744,559	1,709,327
	(1) 職 員 給 与 費		50,792	50,421	50,983	50,983	50,983	50,983	50,983	50,983	50,983	50,983	50,983
	基 本 給 与 費		25,532	26,294	26,588	26,588	26,588	26,588	26,588	26,588	26,588	26,588	26,588
	退 職 給 付 費												
	そ の 他		25,260	24,127	24,395	24,395	24,395	24,395	24,395	24,395	24,395	24,395	24,395
	(2) 経 費		582,303	547,644	603,143	618,620	674,644	661,047	706,586	673,859	677,370	672,678	667,986
	動 力 費												
	修 繕 費		38,037	128	24,586	25,400	26,215	27,029	27,844	27,844	27,844	27,844	27,844
	材 料 費		105	100	71	73	76	78	80	80	80	80	80
	そ の 他		544,161	547,416	578,486	593,147	648,353	633,940	678,662	645,935	649,446	644,754	640,062
	(3) 減 価 償 却 費		899,855	933,792	946,307	978,299	1,011,528	1,039,537	1,050,653	1,045,072	1,047,064	1,020,898	990,358
	2. 営 業 外 費 用		115,714	105,989	106,364	108,662	113,785	116,324	114,842	110,662	107,001	102,979	98,487
	(1) 支 払 利 息		115,194	105,469	106,364	108,662	113,785	116,324	114,842	110,662	107,001	102,979	98,487
(2) そ の 他		520	520	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
支 出 計 (D)		1,648,664	1,637,846	1,706,797	1,756,564	1,850,940	1,867,891	1,923,064	1,880,576	1,882,418	1,847,538	1,807,814	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		18,522	65,023	120,060	124,038	127,603	132,348	130,710	128,272	127,191	122,523	114,508	
特 別 利 益 (F)													
特 別 損 失 (G)		370	417	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 370	△ 417	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		18,152	64,606	120,060	124,038	127,603	132,348	130,710	128,272	127,191	122,523	114,508	
繰 越 利 益 剰 余 金 (I)		18,152	64,606	184,666	308,704	436,307	568,655	699,365	827,637	954,828	1,077,351	1,191,859	
流 動 資 産 (J)		758,071	1,539,472	2,323,055	3,128,849	3,806,103	4,460,873	5,249,483	6,151,996	7,075,698	8,030,567	8,948,958	
流 動 負 債 (K)		135,813	164,000	170,000	185,000	155,000	113,000	96,000	101,000	101,000	100,000	101,000	
うち 未 収 金		908,652	963,685	951,001	993,244	885,736	772,385	759,458	825,123	881,278	915,633	929,697	
うち 建 設 改 良 費 分		441,499	420,285	384,601	378,844	375,336	409,985	448,058	487,723	538,878	566,233	579,297	
うち 一 時 借 入 金													
うち 未 払 金		459,373	536,000	559,000	607,000	503,000	355,000	304,000	330,000	335,000	342,000	343,000	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		727,458	753,564	810,784	833,897	858,341	888,210	912,943	918,359	925,061	919,445	914,354	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		727,458	753,564	810,784	833,897	858,341	888,210	912,943	918,359	925,061	919,445	914,354	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

投資・財政計画(公共)
(収支計画)

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
区 分		(予算)	(予算)										
資本的 収入	1. 企業債	823,300	901,700	1,171,000	1,234,900	866,800	413,500	166,700	238,300	236,500	227,000	227,000	
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	150,356	37,385	67,000	60,000	61,000	59,000	77,000	81,000	78,000	92,623	128,501	
	4. 他会計負担金	83,676	73,134	57,579	47,894	39,395	32,001	33,232	32,157	31,340	34,754	36,730	
	5. 他会計借入金												
	6. 国庫補助金	437,000	546,000	721,000	921,000	624,000	267,000	162,000	236,000	232,000	230,000	226,000	
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	64,844	77,110	54,000	82,000	79,000	52,000	10,000	7,000	7,000	7,000	7,000	
	9. その他	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	計 (A)	1,561,176	1,636,329	2,071,579	2,346,794	1,671,195	824,501	449,932	595,457	585,840	592,377	626,231	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	1,561,176	1,636,329	2,071,579	2,346,794	1,671,195	824,501	449,932	595,457	585,840	592,377	626,231	
	資本的 支出	1. 建設改良費	1,375,447	1,557,376	1,988,000	2,279,000	1,616,000	779,000	404,000	552,000	545,000	540,000	531,000
		うち職員給与費	36,797	37,934	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000
		2. 企業債償還金	470,117	442,161	420,285	384,601	378,844	375,336	409,985	448,058	487,723	538,878	566,233
		3. 他会計長期借入返還金											
		4. 他会計への支出金											
		5. その他	6,076	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計 (D)	1,851,640	2,000,537	2,409,285	2,664,601	1,995,844	1,155,336	814,985	1,001,058	1,033,723	1,079,878	1,098,233		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	290,464	364,208	337,706	317,807	324,649	330,835	365,053	405,601	447,883	487,501	472,002		
補填財源	1. 損益勘定留保資金	275,981	315,072	308,226	321,449	334,457	344,905	351,211	350,413	351,173	345,163	337,881	
	2. 利益剰余金処分量	1,253	64,606	120,060	124,038	127,603	132,348	130,710	128,272	127,191	122,523	114,508	
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	55,852	0	98,455	105,364	71,545	30,636	8,364	15,545	14,182	14,545	14,364	
	5. 過年度分	204,004	246,626	262,096	451,131	684,175	893,131	1,070,185	1,195,417	1,284,046	1,328,709	1,323,439	
計 (F)	537,090	626,304	788,837	1,001,982	1,217,780	1,401,020	1,560,470	1,689,647	1,776,592	1,810,940	1,790,192		
補填財源不足額 (E)-(F)	△ 246,626	△ 262,096	△ 451,131	△ 684,175	△ 893,131	△ 1,070,185	△ 1,195,417	△ 1,284,046	△ 1,328,709	△ 1,323,439	△ 1,318,190		
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	8,019,713	8,479,252	9,229,967	10,080,266	10,568,222	10,606,386	10,363,101	10,153,343	9,902,120	9,590,242	9,251,009		

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分		(予算)	(予算)									
収益的収支分	計	356,993	383,061	415,517	432,077	486,174	462,105	486,511	441,310	435,820	423,276	405,502
	うち基準内繰入金	324,656	383,061	415,517	432,077	486,174	462,105	486,511	441,310	435,820	423,276	405,502
	うち基準外繰入金	32,337	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分	計	234,032	110,519	124,579	107,894	100,395	91,001	110,232	113,157	109,340	127,377	165,231
	うち基準内繰入金	83,676	73,134	57,579	47,894	39,395	32,001	33,232	32,157	31,340	34,754	36,730
	うち基準外繰入金	150,356	37,385	67,000	60,000	61,000	59,000	77,000	81,000	78,000	92,623	128,501
合 計	591,025	493,580	540,096	539,971	586,569	553,106	596,743	554,467	545,160	550,653	570,733	

投資・財政計画(農集)
(収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		年 度	令和2年度 (予算)	令和3年度 (予算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		27,251	28,142	28,981	29,451	29,827	25,884	25,701	25,498	25,295	25,091	24,908
	(1) 料 金 収 入		27,083	27,974	28,821	29,291	29,667	25,724	25,541	25,338	25,135	24,931	24,748
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
	(3) そ の 他		168	168	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	2. 営 業 外 収 益		159,950	144,594	165,677	153,352	149,889	181,519	133,959	133,651	130,534	138,584	127,323
	(1) 補 助 金		48,410	36,300	45,996	52,945	54,892	20,207	51,231	51,078	51,078	61,739	50,871
	他 会 計 補 助 金		42,410	36,300	45,996	52,945	54,892	20,207	51,231	51,078	51,078	61,739	50,871
	国 庫 補 助 金		6,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他 会 計 負 担 金		59,090	55,802	50,431	37,728	35,214	75,797	27,905	27,213	25,513	24,073	23,395
	(3) 長 期 前 受 金 戻 入		52,427	52,488	69,227	62,656	59,760	85,492	54,800	55,337	53,920	52,749	53,034
	(4) そ の 他		23	4	23	23	23	23	23	23	23	23	23
	収 入 計 (C)		187,201	172,736	194,658	182,803	179,716	207,403	159,660	159,149	155,829	163,675	152,231
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		163,206	154,309	182,725	171,983	169,872	198,347	151,270	151,405	148,721	157,199
(1) 職 員 給 与 費			12,251	12,684	12,682	12,682	12,682	12,682	12,682	12,682	12,682	12,682	12,682
基 本 給 与 費			6,135	6,422	6,421	6,421	6,421	6,421	6,421	6,421	6,421	6,421	6,421
退 職 給 付 費													
そ の 他			6,116	6,262	6,261	6,261	6,261	6,261	6,261	6,261	6,261	6,261	6,261
(2) 経 費			62,898	52,451	73,019	73,762	76,011	64,996	64,671	64,345	64,018	74,419	63,367
動 力 費			10,210	11,161	8,270	8,403	8,512	7,512	7,454	7,396	7,337	7,279	7,221
修 繕 費			3,858	2,273	10,185	10,327	10,444	9,185	9,123	9,061	8,999	8,936	8,874
材 料 費													
そ の 他			48,830	39,017	54,564	55,032	57,055	48,299	48,094	47,888	47,682	58,204	47,272
(3) 減 価 償 却 費			88,057	89,174	97,024	85,539	81,179	120,669	73,917	74,378	72,021	70,098	70,325
2. 営 業 外 費 用			14,840	13,616	11,933	10,820	9,844	9,056	8,390	7,744	7,108	6,476	5,857
(1) 支 払 利 息			14,320	13,096	11,933	10,820	9,844	9,056	8,390	7,744	7,108	6,476	5,857
(2) そ の 他		520	520	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
支 出 計 (D)		178,046	167,925	194,658	182,803	179,716	207,403	159,660	159,149	155,829	163,675	152,231	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		9,155	4,811	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 利 益 (F)													
特 別 損 失 (G)		3,258	227	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 3,258	△ 227	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		5,897	4,584	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		5,897	4,584	4,584	4,584	4,584	4,584	4,584	4,584	4,584	4,584	4,584	
流 動 資 産 (J)		5,910	20,929	14,800	20,251	23,890	27,822	31,740	35,645	39,537	44,490	48,357	
う ち 未 収 金		6,065	5,500	6,000	6,000	6,000	5,000	5,000	5,000	5,000	6,000	6,000	
負 債 (K)		56,143	74,064	62,817	58,758	51,609	50,649	50,282	50,024	49,955	48,632	47,973	
う ち 建 設 改 良 費 分		52,682	56,431	59,717	54,658	48,509	47,549	47,182	46,924	46,855	45,532	44,873	
う ち 一 時 借 入 金													
う ち 未 払 金		2,430	16,552	2,000	3,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		27,251	28,142	28,981	29,451	29,827	25,884	25,701	25,498	25,295	25,091	24,908	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		27,251	28,142	28,981	29,451	29,827	25,884	25,701	25,498	25,295	25,091	24,908	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

投資・財政計画(農集)
(収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度										
		令和2年度 (予算)	令和3年度 (予算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,000
	うち資本費平準化債											
	2. 他 会 計 出 資 金											
	3. 他 会 計 補 助 金	23,856	31,766	41,200	49,681	44,635	23,028	38,353	38,689	36,596	37,093	34,695
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 借 入 金											
	6. 国 県 補 助 金	7,782	4,253	268	0	0	0	0	0	0	0	8,000
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金											
	8. 工 事 負 担 金	3,360	3,360	2,940	2,940	2,940	2,940	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352
	9. そ の 他	1,200	600	3,742	4,812	4,830	4,849	4,867	4,886	4,905	4,924	4,943
	計 (A)	36,198	39,979	48,150	57,433	52,405	30,817	45,572	45,927	43,853	44,369	57,990
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純計 (A)-(B) (C)	36,198	39,979	48,150	57,433	52,405	30,817	45,572	45,927	43,853	44,369	57,990
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	15,277	18,177	14,492	15,548	13,927	12,953	12,622	13,281	10,538	9,310
うち職員給与費												
2. 企 業 債 償 還 金		47,949	52,822	56,431	59,717	54,658	48,509	47,549	47,182	46,924	46,855	45,532
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
5. そ の 他		9,005	4,857	600	600	600	600	600	600	600	600	600
計 (D)	72,231	75,856	71,523	75,865	69,185	62,062	60,771	61,063	58,062	56,765	71,414	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	36,033	35,877	23,373	18,432	16,780	31,245	15,199	15,136	14,209	12,396	13,424	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	33,456	36,686	27,797	22,883	21,419	35,177	19,117	19,041	18,101	17,349	17,291
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	4,584	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金											
	4. そ の 他	2,577	0	1,317	1,413	1,265	1,177	1,146	1,206	957	845	1,570
	5. 過 年 度 分	0	0	5,393	11,134	16,998	22,902	28,011	33,075	38,186	43,035	48,833
計 (F)	36,033	41,270	34,507	35,430	39,682	59,256	48,274	53,322	57,244	61,229	67,694	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	△ 5,393	△ 11,134	△ 16,998	△ 22,902	△ 28,011	△ 33,075	△ 38,186	△ 43,035	△ 48,833	△ 54,270	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)												
企 業 債 残 高 (H)	1,025,159	972,337	915,906	856,189	801,531	753,022	705,473	658,291	611,367	564,512	526,980	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度										
		令和2年度 (予算)	令和3年度 (予算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
取 益 的 収 支 分		101,500	92,102	96,427	90,673	90,106	96,004	79,136	78,291	76,591	85,812	74,266
	うち基準内繰入金	59,090	55,802	50,431	37,728	35,214	75,797	27,905	27,213	25,513	24,073	23,395
	うち基準外繰入金	42,410	36,300	45,996	52,945	54,892	20,207	51,231	51,078	51,078	61,739	50,871
資 本 的 収 支 分		23,856	31,766	41,200	49,681	44,635	23,028	38,353	38,689	36,596	37,093	34,695
	うち基準内繰入金											
	うち基準外繰入金	23,856	31,766	41,200	49,681	44,635	23,028	38,353	38,689	36,596	37,093	34,695
合 計		125,356	123,868	137,627	140,354	134,741	119,032	117,489	116,980	113,187	122,905	108,961

投資・財政計画(下水道事業全体)
(収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		年 度	令和2年度 (予算)	令和3年度 (予算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収 益	1. 営業収益 (A)		754,709	781,706	839,765	863,348	888,168	914,094	938,644	943,857	950,356	944,536	939,262	
	(1) 料金収入		712,817	725,929	796,894	820,780	844,779	869,040	893,176	898,031	902,847	895,795	888,905	
	(2) 受託工事収益 (B)													
	(3) 雨水処理負担金		41,505	55,660	42,700	42,397	43,218	44,883	45,297	45,655	47,338	48,570	50,186	
	(4) その他		387	117	171	171	171	171	171	171	171	171	171	
	2. 営業外収益		1,099,678	1,093,899	1,181,750	1,200,057	1,270,091	1,293,548	1,274,790	1,224,790	1,224,140	1,215,082	1,189,200	1,135,291
	(1) 補助金		80,747	39,300	50,996	52,945	54,892	20,207	51,231	51,078	51,078	51,078	61,739	50,871
	他会計補助金		74,747	36,300	45,996	52,945	54,892	20,207	51,231	51,078	51,078	51,078	61,739	50,871
	その他補助金		6,000	3,000	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他会計負担金		342,409	383,371	423,408	427,568	478,330	493,179	469,279	423,028	414,155	398,939	378,871	
	(3) 長期前受金戻入		676,483	671,208	707,308	719,506	736,831	780,124	754,242	749,996	749,811	728,484	705,511	
	(4) その他		39	20	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38
	収入計 (C)		1,854,387	1,875,605	2,021,515	2,063,405	2,158,259	2,207,642	2,213,434	2,167,997	2,165,438	2,133,736	2,074,553	
支 出	1. 営業費用		1,696,156	1,686,166	1,783,158	1,819,885	1,907,027	1,949,914	1,959,492	1,921,319	1,924,138	1,901,758	1,855,701	
	(1) 職員給与と 基 本 給 与 費 退 職 給 付 費 そ の 他		63,043	63,105	63,665	63,665	63,665	63,665	63,665	63,665	63,665	63,665	63,665	
	(2) 経費		645,201	600,095	676,162	692,382	750,655	726,043	771,257	738,204	741,388	747,097	731,353	
	動力費		10,210	11,161	8,270	8,403	8,512	7,512	7,454	7,396	7,337	7,279	7,221	
	修繕費		41,895	2,401	34,771	35,727	36,659	36,214	36,967	36,905	36,843	36,780	36,718	
	材料費		105	100	71	73	76	78	80	80	80	80	80	
	その他		592,991	586,433	633,050	648,179	705,408	682,239	726,756	693,823	697,128	702,958	687,334	
	(3) 減価償却費		987,912	1,022,966	1,043,331	1,063,838	1,092,707	1,160,206	1,124,570	1,119,450	1,119,085	1,090,996	1,060,683	
	2. 営業外費用		130,554	119,605	118,297	119,482	123,629	125,380	123,232	118,406	114,109	109,455	104,344	
	(1) 支払利息		129,514	118,565	118,297	119,482	123,629	125,380	123,232	118,406	114,109	109,455	104,344	
	(2) その他		1,040	1,040	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	支出計 (D)		1,826,710	1,805,771	1,901,455	1,939,367	2,030,656	2,075,294	2,082,724	2,039,725	2,038,247	2,011,213	1,960,045	
	経常損益 (C)-(D) (E)		27,677	69,834	120,060	124,038	127,603	132,348	130,710	128,272	127,191	122,523	114,508	
特別利益 (F)														
特別損失 (G)		3,449	597	417	0	0	0	0	0	0	0	0		
特別損益 (F)-(G) (H)		△ 3,449	△ 597	△ 417	0	0	0	0	0	0	0	0		
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)		24,228	69,237	119,643	124,038	127,603	132,348	130,710	128,272	127,191	122,523	114,508		
繰越利益剰余金 (I)		24,228	69,237	188,880	312,918	440,521	572,869	703,579	831,851	959,042	1,081,565	1,196,073		
流動資産 (J)		763,981	1,560,401	2,337,855	3,149,100	3,829,993	4,488,695	5,281,223	6,187,641	7,115,235	8,075,057	8,997,315		
うち未収金		141,878	169,500	176,000	191,000	161,000	118,000	101,000	106,000	106,000	106,000	107,000		
流動負債 (K)		964,795	1,037,749	1,013,818	1,052,002	937,345	823,034	809,740	875,147	931,233	964,265	977,670		
うち建設改良費分		494,181	476,716	444,318	433,502	423,845	457,534	495,240	534,647	585,733	611,765	624,170		
うち一時借入金														
うち未払金		461,803	552,552	561,000	610,000	505,000	357,000	306,000	332,000	337,000	344,000	345,000		
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)		754,709	781,706	839,765	863,348	888,168	914,094	938,644	943,857	950,356	944,536	939,262		
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した模範 (P)		754,709	781,706	839,765	863,348	888,168	914,094	938,644	943,857	950,356	944,536	939,262		
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

投資・財政計画(下水道事業全体)
(収支計画)

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分		(予算)	(予算)									
資本的 収入	1. 企業債	823,300	901,700	1,171,000	1,234,900	866,800	413,500	166,700	238,300	236,500	227,000	235,000
	うち資本費平準化債											
	2. 他会計出資金											
	3. 他会計補助金	174,212	69,151	108,200	109,681	105,635	82,028	115,353	119,689	114,596	129,716	163,196
	4. 他会計負担金	83,676	73,134	57,579	47,894	39,395	32,001	33,232	32,157	31,340	34,754	36,730
	5. 他会計借入金											
	6. 国庫補助金	444,782	550,253	721,268	921,000	624,000	267,000	162,000	236,000	232,000	230,000	234,000
	7. 固定資産売却代金											
	8. 工事負担金	68,204	80,470	56,940	84,940	81,940	54,940	12,352	9,352	9,352	9,352	9,352
	9. その他	3,200	1,600	4,742	5,812	5,830	5,849	5,867	5,886	5,905	5,924	5,943
	計 (A)	1,597,374	1,676,308	2,119,729	2,404,227	1,723,600	855,318	495,504	641,384	629,693	636,746	684,221
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純計 (A)-(B) (C)	1,597,374	1,676,308	2,119,729	2,404,227	1,723,600	855,318	495,504	641,384	629,693	636,746	684,221
	資本的 支出	1. 建設改良費	1,390,724	1,575,553	2,002,492	2,294,548	1,629,927	791,953	416,622	565,281	555,538	549,310
うち職員給与費		36,797	37,934	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000
2. 企業債償還金		518,066	494,983	476,716	444,318	433,502	423,845	457,534	495,240	534,647	585,733	611,765
3. 他会計長期借入返還金												
4. 他会計への支出金												
5. その他		15,081	5,857	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
計 (D)	1,923,871	2,076,393	2,480,808	2,740,466	2,065,029	1,217,398	875,756	1,062,121	1,091,785	1,136,643	1,169,647	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	326,497	400,085	361,079	336,239	341,429	362,080	380,252	420,737	462,092	499,897	485,426	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	309,437	351,758	336,023	344,332	355,876	380,082	370,328	369,454	369,274	362,512	355,172
	2. 利益剰余金処分量	1,253	69,190	120,060	124,038	127,603	132,348	130,710	128,272	127,191	122,523	114,508
	3. 繰越工事資金											
	4. その他	58,429	0	99,772	106,777	72,810	31,813	9,510	16,751	15,139	15,390	15,934
	5. 過年度分	204,004	246,626	267,489	462,265	701,173	916,033	1,098,196	1,228,492	1,322,232	1,371,744	1,372,272
計 (F)	573,123	667,574	823,344	1,037,412	1,257,462	1,460,276	1,608,744	1,742,969	1,833,836	1,872,169	1,857,886	
補填財源不足額 (E)-(F)	△ 246,626	△ 267,489	△ 462,265	△ 701,173	△ 916,033	△ 1,098,196	△ 1,228,492	△ 1,322,232	△ 1,371,744	△ 1,372,272	△ 1,372,460	
他会計借入金残高 (G)												
企業債残高 (H)	9,044,872	9,451,589	10,145,873	10,936,455	11,369,753	11,359,408	11,068,574	10,811,634	10,513,487	10,154,754	9,777,989	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分		(予算)	(予算)									
収益的収支分		458,493	475,163	511,944	522,750	576,280	558,109	565,647	519,601	512,411	509,088	479,768
	うち基準内繰入金	383,746	438,863	462,428	466,285	517,868	537,902	514,416	468,523	461,333	447,349	428,897
	うち基準外繰入金	74,747	36,300	49,516	56,465	58,412	20,207	51,231	51,078	51,078	61,739	50,871
資本的収支分		257,888	142,285	165,779	157,575	145,030	114,029	148,585	151,846	145,936	164,470	199,926
	うち基準内繰入金	83,676	73,134	61,099	51,414	42,915	32,001	33,232	32,157	31,340	34,754	36,730
	うち基準外繰入金	174,212	69,151	104,680	106,161	102,115	82,028	115,353	119,689	114,596	129,716	163,196
合 計	716,381	617,448	677,723	680,325	721,310	672,138	714,232	671,447	658,347	673,558	679,694	

6.4. 今後の取組事項

投資・財政計画に未反映の取組や、今後下水道事業を継続的に運営していくに当たって推進すべき取組について、以下に整理します。

表 6-7 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	処理区域の広域化・最適化として、農集の都島処理区は令和4年度に公共へ編入を予定しており、他の処理区についても、処理区の統合・公共下水道への編入の検討を行っていきます。
投資の平準化に関する事項	改築・更新について、公共下水道事業は「公共下水道ストックマネジメント計画」、農業集落排水事業は「農業集落排水最適整備構想・再編計画」に基づいて、投資の平準化を図りながら計画的に事業を実施していきます。
民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）	現在、処理場の維持管理を民間に業務委託していますが、PPP/PFI の導入について、国や周辺市町の動向を踏まえ、検討を視野に入れていきます。

表 6-8 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料の改定を令和元年に実施しており、計画期間中の改定を見込んでいません。使用料収入は、人口減少の影響で減少する見込みであるため、施設の統合等で効率化を図りながら今後の状況を注視し、必要であれば使用料改定も検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	農業集落排水事業の基金については、令和4年度から取崩していくため、運用は予定していません。統合後の処理場用地については、必要に応じて活用の検討を視野に入れていきます。
一般会計からの繰入金について	繰出基準内の繰入金については確保しつつ、基準外の繰入金については減債積立金の取崩し等により、縮減に努めていきます。

表 6-9 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）	現在、包括的民間委託などの取組は行っていませんが、国や周辺市町の動向を踏まえ、検討を視野に入れていきます。
職員給与費に関する事項	適正な組織体系の構築を図り、人件費の適正化に取り組みます。
修繕費に関する事項	公共下水道ストックマネジメント計画等に基づき、計画的に維持管理を行うことでコスト削減を図ります。
委託費に関する事項	発注方法や委託内容を見直し、適切に維持管理を行うことで、コスト削減に努めます。
流域下水道維持管理負担金について	埼玉県が実施する流域下水道事業に本市が負担する流域下水道維持管理負担金は、令和元年度に単価の改定があり83円/m ³ と県内でも高くなっています。単価の適正化について、同流域の町だけでなく他流域の自治体との連携を図り、埼玉県との協議を継続していきます。
その他の取組	必要に応じて、積極的に検討を行います。

第7章 おわりに

(1) 経営戦略の事後検証・進捗管理

経営戦略は、令和12年度を目標年度とし、令和3年度からの10年間に実施すべき計画を示しています。

ただし、計画期間に目標を推進するためには、目標達成度を客観的に評価し、改善検討を行う進捗管理が必要です。よって、PDCAサイクルに基づき、概ね5年毎に見直すことで最新性を保ち、効率的・効果的な事業運営計画の進捗管理を行っていきます。

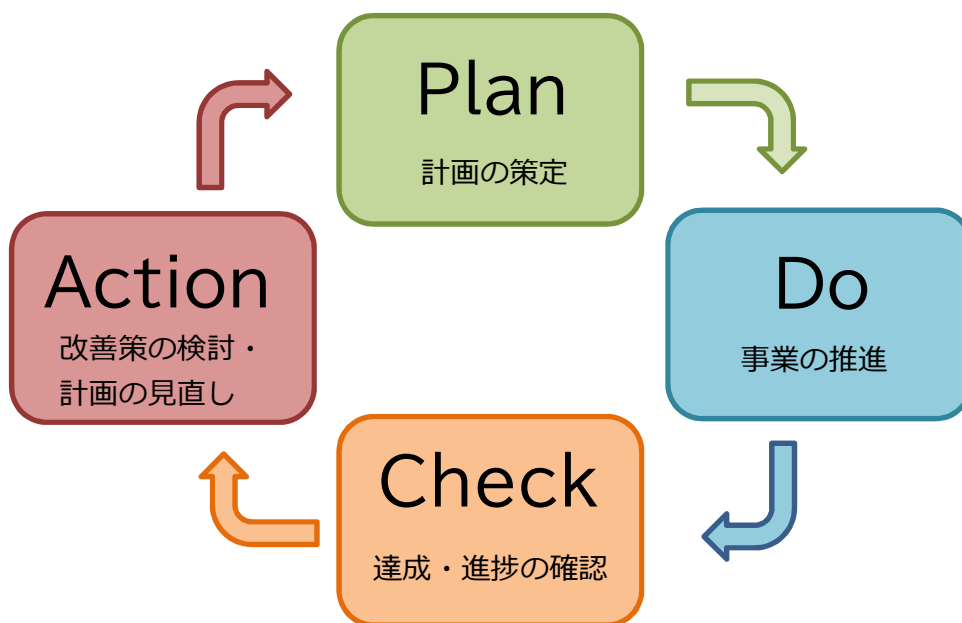


図 7-1 PDCA サイクルによる経営戦略の推進

(2) 見直しスケジュール

効率的・効果的な事業運営のため、以下のスケジュールに従い、各種計画の見直し・改定を行う予定です。

表 7-1 経営戦略と関連する計画の見直しスケジュール

各種計画	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
下水道事業 経営戦略	策定					見直し					改定
公共下水道ストック マネジメント計画	策定					見直し					見直し
農業集落排水最適 整備構想・再編計画	策定					見直し					見直し
下水道総合 地震対策計画	策定					見直し					見直し
下水道事業 全体計画	策定					見直し					見直し

…策定時の計画期間
 …見直し後の計画期間



本庄市下水道事業経営戦略

発行・編集 本庄市 上下水道部 下水道課
〒367-8501

埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

TEL : 0495-25-1146

FAX : 0495-25-1145

令和3年3月